

堺市国土強靱化地域計画

～災害に強い安全・安心な都市 堺をめざして～

令和8（2026）年3月

堺市

目次

第1章 計画の策定趣旨・位置づけ	1
1. 計画策定及び改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1. 基本目標	3
2. 対象とする災害（リスク）	3
（1）地震被害想定	3
（2）風水害被害想定	6
① 洪水（外水氾濫）	6
② 雨水出水（内水浸水）	14
③ 土砂災害	15
（3）高潮被害想定	16
3. 事前に備えるべき目標	17
4. 計画推進に当たっての実施方針	18
第3章 起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価	19
1. 起こしてはならない最悪の事態	19
2. 脆弱性評価	20
（1）脆弱性評価の考え方	20
（2）脆弱性評価結果	21
第4章 具体的な取組	27
（1）施策分野の設定	27
（2）脆弱性評価の結果を踏まえた具体的な取組	27
1. 自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	27
2. 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、 関連死を最大限防ぐ	35
3. サプライチェーン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期に復旧させる	50
4. 必要不可欠な行政機能を確保する	55
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	60
6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	62
第5章 計画の推進と見直し	67
1. 計画の推進体制	67
2. 計画の進捗管理	67
3. 計画の見直し	68
4. 計画の策定・改定履歴	68
5. 市の他計画等の見直し	68
用語の説明	69

第1章 計画の策定趣旨・位置づけ

1. 計画策定及び改定の趣旨

国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的に、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26（2014）年6月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定し、強靱な国づくりが計画的に進められています。

その後、令和5（2023）年6月に国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、基本法の改正が行われました。令和5（2023）年7月には近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、基本計画の変更が行われ、取組の加速化・深化が進められています。

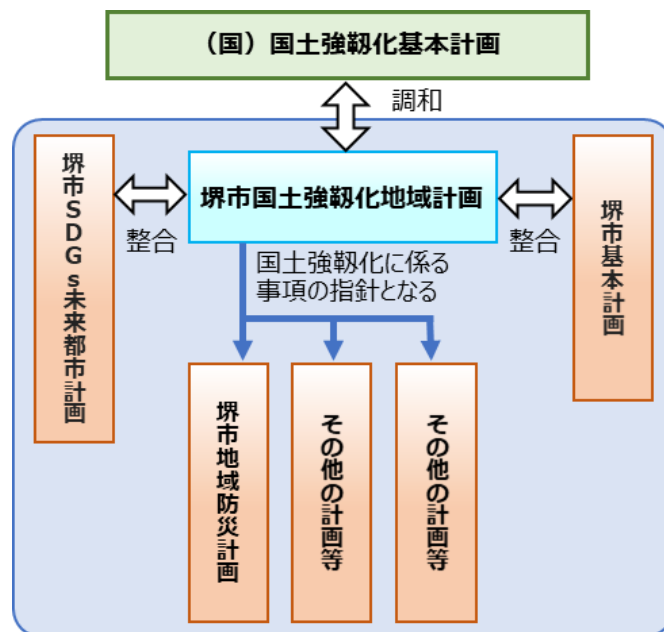
堺市では、平成22（2010）年9月に「地震に強い堺市」「震災から素早く立ち直る堺市」を形成することを目的に「堺市地震防災アクションプラン」を策定し、目的の達成に必要な事前防災対策を総合的に進めてきました。平成29（2017）年2月には、東日本大震災や熊本地震等の教訓から「堺市地震防災アクションプラン」を基に「堺市国土強靱化地域計画」を策定しました。

また、令和4（2022）年3月には、近年の土砂災害や風水害を起因とする被害、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を踏まえ、「堺市国土強靱化地域計画」を改定し、防災・減災対策に取り組んでいます。

令和5（2023）年7月に国において変更された基本計画との整合を図り、さらに令和6（2024）年に発生した令和6年能登半島地震や全国で激甚化・頻発化している豪雨災害、インフラの老朽化に伴う災害耐力の低下等を踏まえた本市の課題を反映させるために「堺市国土強靱化地域計画」を改定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画です。また、本市市政運営の大方針である「堺市基本計画2030」や「堺市SDGs未来都市計画」と整合を図り、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。



3. 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までとします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画期間中においても見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

国の基本計画の基本目標を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

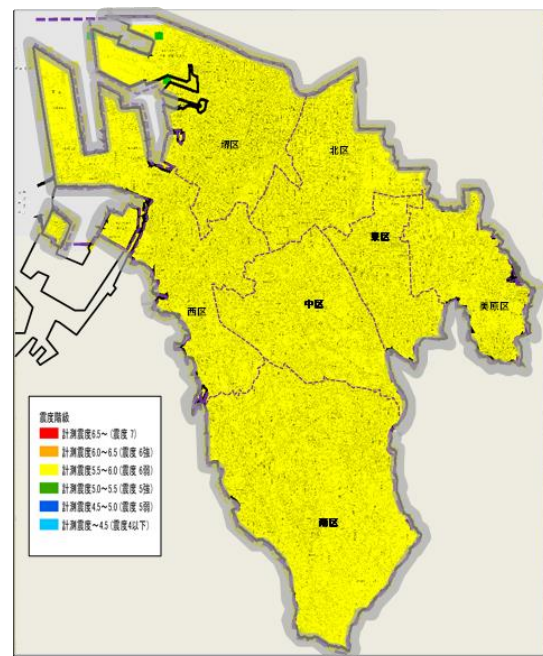
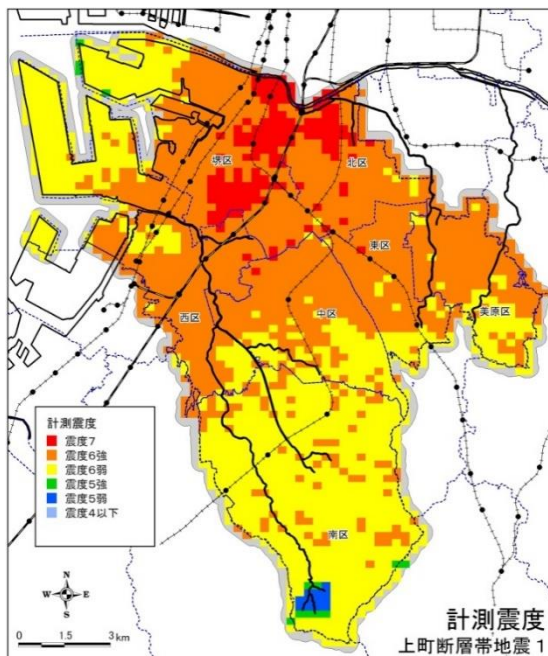
2. 対象とする災害（リスク）

(1) 地震被害想定

・本計画において対象とする地震災害（リスク）は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、津波や液状化による被害の大きい南海トラフ巨大地震の2つの地震とします。

【推定震度分布】

・2つの想定地震における推定震度分布は、上町断層帯地震では、堺区から北区にかけて震度7の地域も見られるなど極めて強い揺れに見舞われ、南海トラフ巨大地震では、ほぼ市全域で震度6弱の震度想定となっています。



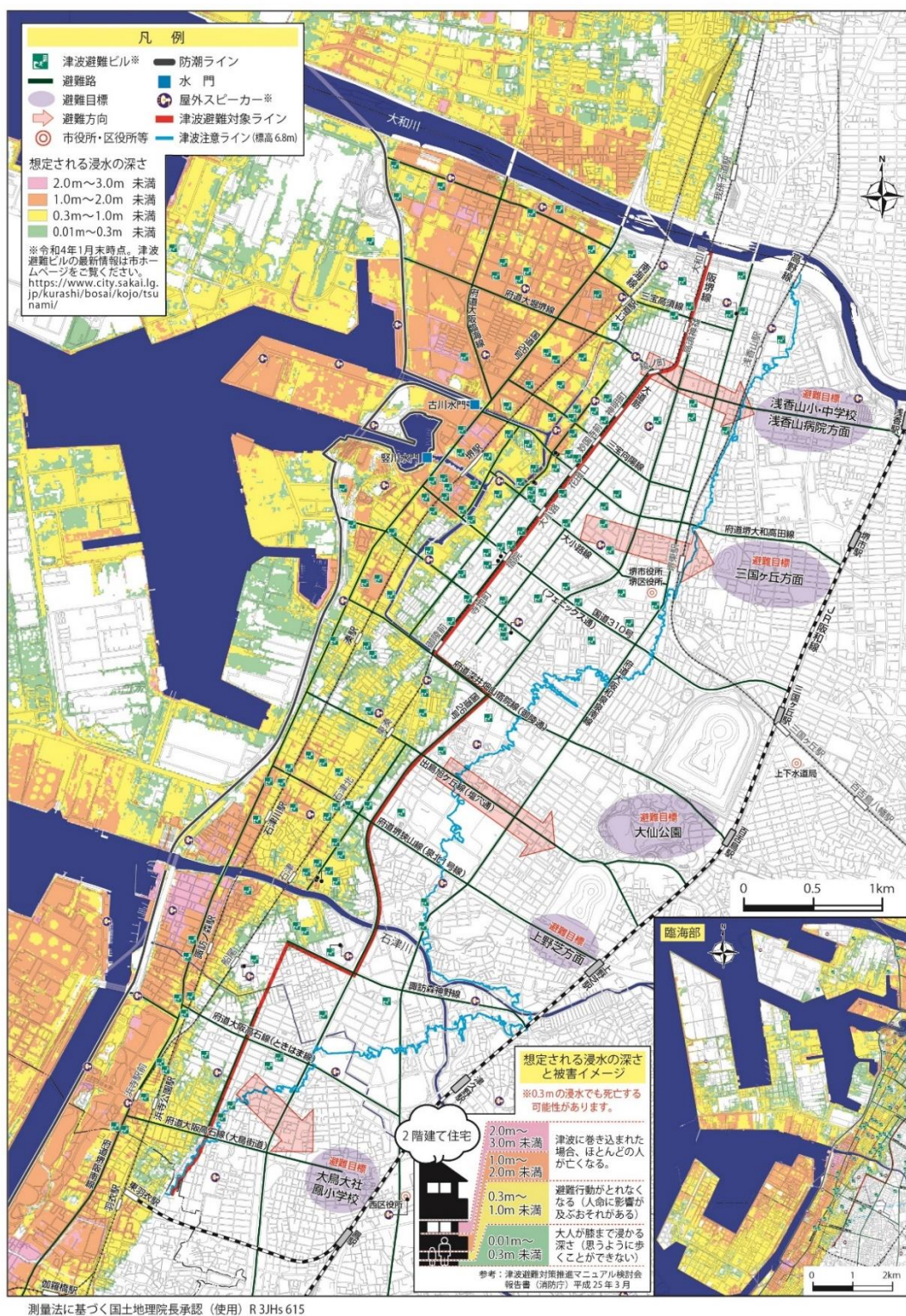
(a) 上町断層帯地震（堺市地震災害想定総合調査より）

(b) 南海トラフ巨大地震（府被害想定より）

想定地震における震度分布図

【津波浸水想定区域】

- ・南海トラフ巨大地震が発生すると、堺区で津波高最大4.2m、浸水面積7.74 km²、西区で津波高最大4.9m、浸水面積9.28 km²、津波到達時間は堺区で110分、西区で101分です。



※堺市防災マップ(令和4(2022)年3月作成を一部加工)より

津波浸水想定区域図

【建物被害】

- ・上町断層帯地震では、堺市の建物の半数近くが揺れによる倒壊又は火災延焼によって、全壊すると予想されます。特に、堺区・西区では、木造住宅の大半が全壊すると予想されます。南海トラフ巨大地震では、約4%の建物が全壊すると予想されており、堺区・西区での被害が大きくなります。このうち、津波による被害は、全壊棟数の9%、半壊棟数の26%を占めます。
- ・堺区には、老朽木造住宅や連棟長屋が建ち並び、新湊地区では依然として避難路等の確保が困難な箇所が存在します。
- ・上町断層帯地震では、発災後1時間で80件、1日間に160件、3日間で220件の火災が発生すると予測され、延べ25,000棟の住宅が焼失すると予想されます。

【人的被害】

- ・上町断層帯地震での死者数は、冬の18時頃発災の場合が最も多く、約3,000人（建物倒壊で約2,150人、火災で約850人）と予想されます。南海トラフ巨大地震での死者数は、上町断層帯地震を上回る6,103人と予想されており、そのほとんどが津波による死者（6,032人）です。これは、津波に対して早期に避難しなかった場合の死者数であり、迅速に避難する場合はゼロ人となります。
- ・上町断層帯地震での住宅を失う罹災者は全市で約11万人に達し、避難所生活者数は約14万人と予想されます。南海トラフ巨大地震での避難者数は、1週間後で約11万人と予想されます。

【地盤被害】

- ・液状化は、上町断層帯地震では堺区の阪神高速道路より海側のエリアの広域で発生すると予測されます。南海トラフ巨大地震では、堺区と西区にPL値25以上が広く分布し、液状化の可能性が極めて高くなっています。
- ・宅地造成等規正法に規定される大規模盛土上の建物は堺市全域で約19,000棟あり、そのうち南区が約11,000棟と、全体の半数以上を占めています。
- ・土砂災害警戒区域が特に南区に集中しています。

【道路交通被害】

- ・市が管理する橋りょう753橋（令和7（2025）年4月現在）のうち、耐震性能が特に低いとされる平成8（1996）年よりも前の技術基準で建設された橋りょうは約720橋あります。
- ・発災による細街路の道路閉塞は、上町断層帯地震の際に、堺区を中心に30～50%と高い閉塞確率となっており、南海トラフ巨大地震の際に、堺区・西区で15%の閉塞確率となっています。

【ライフライン被害】

- ・水道の被害は、大阪広域水道企業団の浄水及び送水機能が停止すれば、本市の受水が全て停止するため市内全域が数時間程度で断水状態となります。南海トラフ巨大地震による被害は、上町断層帯地震による被害想定内です。復旧日数は、上町断層帯地震、南海トラフ巨大地震ともに25日を要します。
- ・下水道の被害は、上町断層帯地震の場合、下水管きよ被害率は25.0%（延長約830km、マンホールポンプ被害 約60基）となります。水再生センター及び下水ポンプ場は、施設によって被害規模は異なりますが、一部機能（水処理機能等）は損傷を受けるものの最低限必要な揚水機能及び消毒機能は大きく損なわれません。南海トラフ巨大地震の場合、下水管きよ被害率は21.0%（延長約690km、マンホールポンプ被害 約50基）となります。水再生センター及び下水ポンプ場は、地震動による被害は上町断層帯地震による被害想定内ですが、津波浸水による電気系統の故障により揚水機能及び水処理機能等が停止します。
- ・停電率と停電軒数は上町断層帯地震で69.8% 278,290軒、南海トラフ巨大地震で24.7% 94,365軒となり、復旧には上町断層帯地震で約5日、南海トラフ巨大地震で7日後の停電率3.2%となります。
- ・都市ガスの供給停止戸数は上町断層帯地震で344,000戸、南海トラフ巨大地震では14,866戸となります。

復旧には、上町断層帯地震で約1～2か月を大阪府全域で要します。

- ・固定電話の被害は上町断層帯地震で回線被災率13.5%、南海トラフ巨大地震で不通契約数24.7%（1日後）となり、輻輳回復には約3日、被災回線のサービス復旧には約2週間を要します。

【帰宅困難者数】

- ・上町断層帯地震発生時の堺市内の帰宅困難者の総数は42,120人、南海トラフ巨大地震発生時の堺市内の帰宅困難者の総数は91,684人となります。

(2) 風水害被害想定

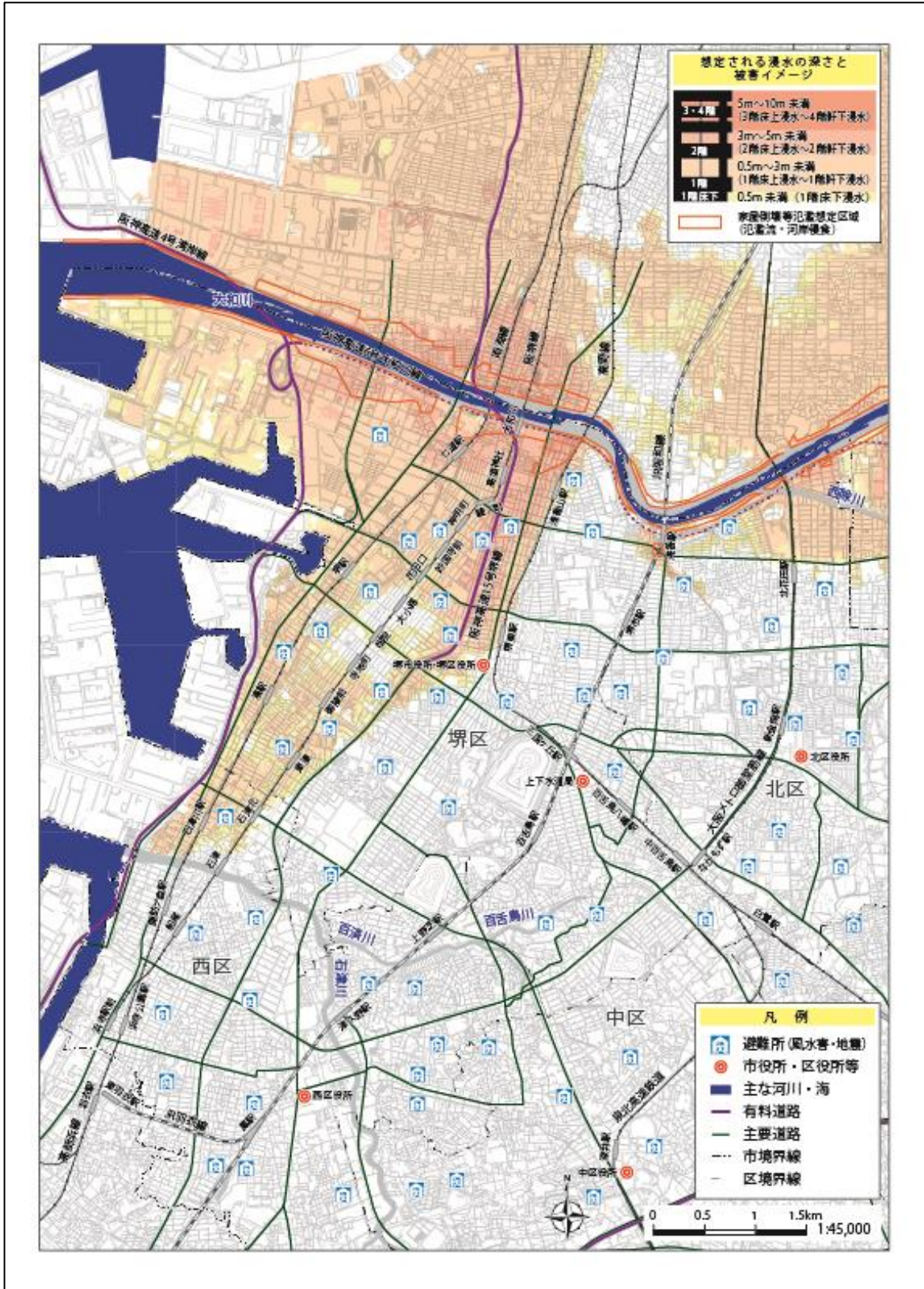
① 洪水（外水氾濫）

浸水し始めると瞬く間に水位が上昇し、市民の生命を脅かす「河川の氾濫流による被害」を洪水として、本市において次の河川で洪水が起きた場合の被害予測は以下のとおりです。

● 風水害被害想定の対象河川

河川名	想定降雨	計画降雨量	観測所	想定内容
大和川	想定降雨	12時間総雨量316mm	柏原	大和川流域に12時間総雨量316mmが降った時に、大和川が氾濫した予測結果に基づく浸水想定区域（平成28（2016）年5月、国土交通省大和川河川事務所）
西除川	200年に1度の想定降雨	おおむね1時間最大83mm、 24時間最大256.7mm	野田	200年に一度の大雨が降った場合の西除川の洪水を想定した結果（平成24（2012）年8月、大阪府）
	想定最大規模降雨	おおむね1時間最大102.5mm、 24時間904.1mm	野田 布忍橋	想定し得る最大規模の大雨が降った場合の西除川の洪水を想定した結果（令和元（2019）年11月、大阪府）
東除川	200年に1度の想定降雨	おおむね1時間最大83mm、 24時間最大256.7mm	古川橋	200年に一度の大雨が降った場合の東除川の洪水を想定した結果（平成24（2012）年8月、大阪府）
	想定最大規模降雨	おおむね1時間最大102.5mm、 24時間904.1mm	古川橋 大堀上小橋	想定し得る最大規模の大雨が降った場合の東除川の洪水を想定した結果（令和元（2019）年11月、大阪府）
石津川	200年に1度の想定降雨	おおむね1時間最大75.7mm、 24時間最大271.1mm	戎橋 万崎橋	200年に一度の大雨が降った場合の石津川水系の洪水を想定した結果（平成24（2012）年6月、大阪府）
	想定最大規模降雨	おおむね1時間最大103.7mm、 24時間最大931.4mm	戎橋 万崎橋	想定し得る最大規模の大雨が降った場合の石津川の洪水を想定した結果（令和2（2020）年11月、大阪府）

ア) 大和川

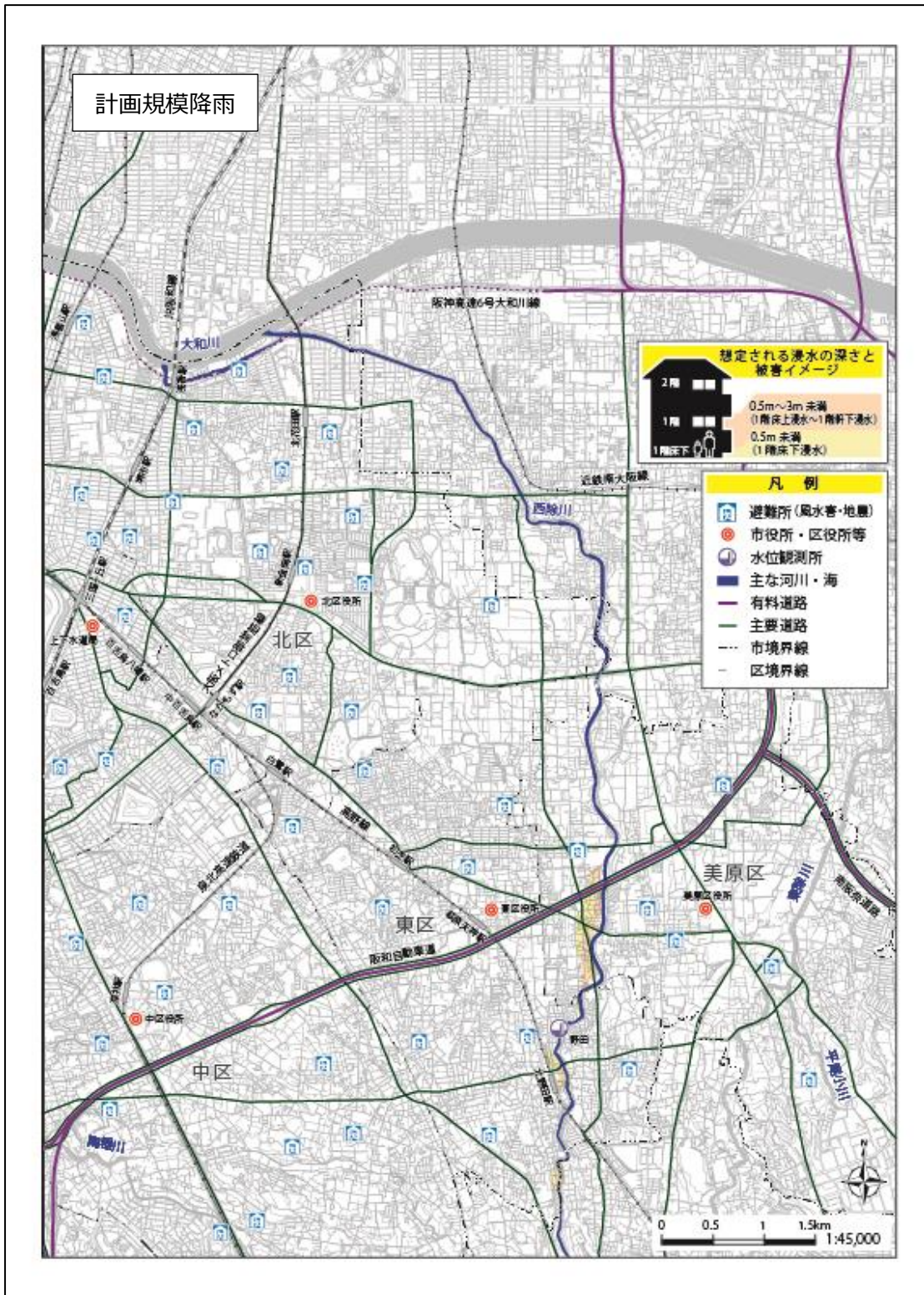


※大和川流域に12時間総雨量316mmが降った時に、大和川が氾濫した予測結果に基づく浸水想定区域
 (平成28 (2016) 年5月、国土交通省大和川河川事務所)
 ※堺市防災マップ (令和4 (2022) 年3月作成を一部加工) より

大和川浸水想定区域図

イ) 西除川

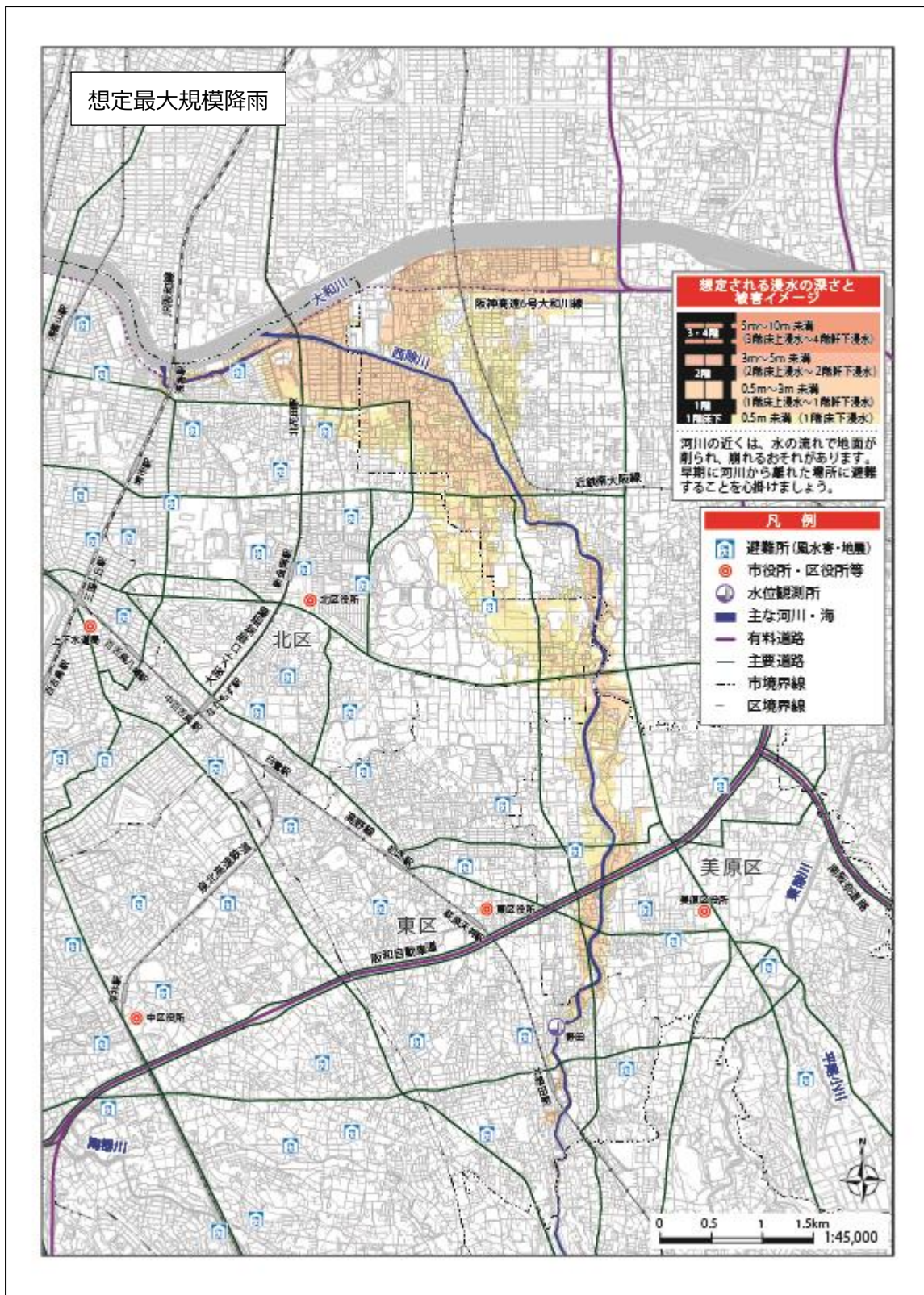
西除川では200年に一度の大雨（計画規模降雨）と想定し得る最大規模の大雨（想定最大規模降雨）の2つの被害が想定されています。



※200年に一度の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大83mm、24時間最大256.7mm）が降った場合の西除川の洪水を想定した結果（平成24（2012）年8月、大阪府）

※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

西除川浸水想定区域図（大雨特別警報の発表が予想されないとき）

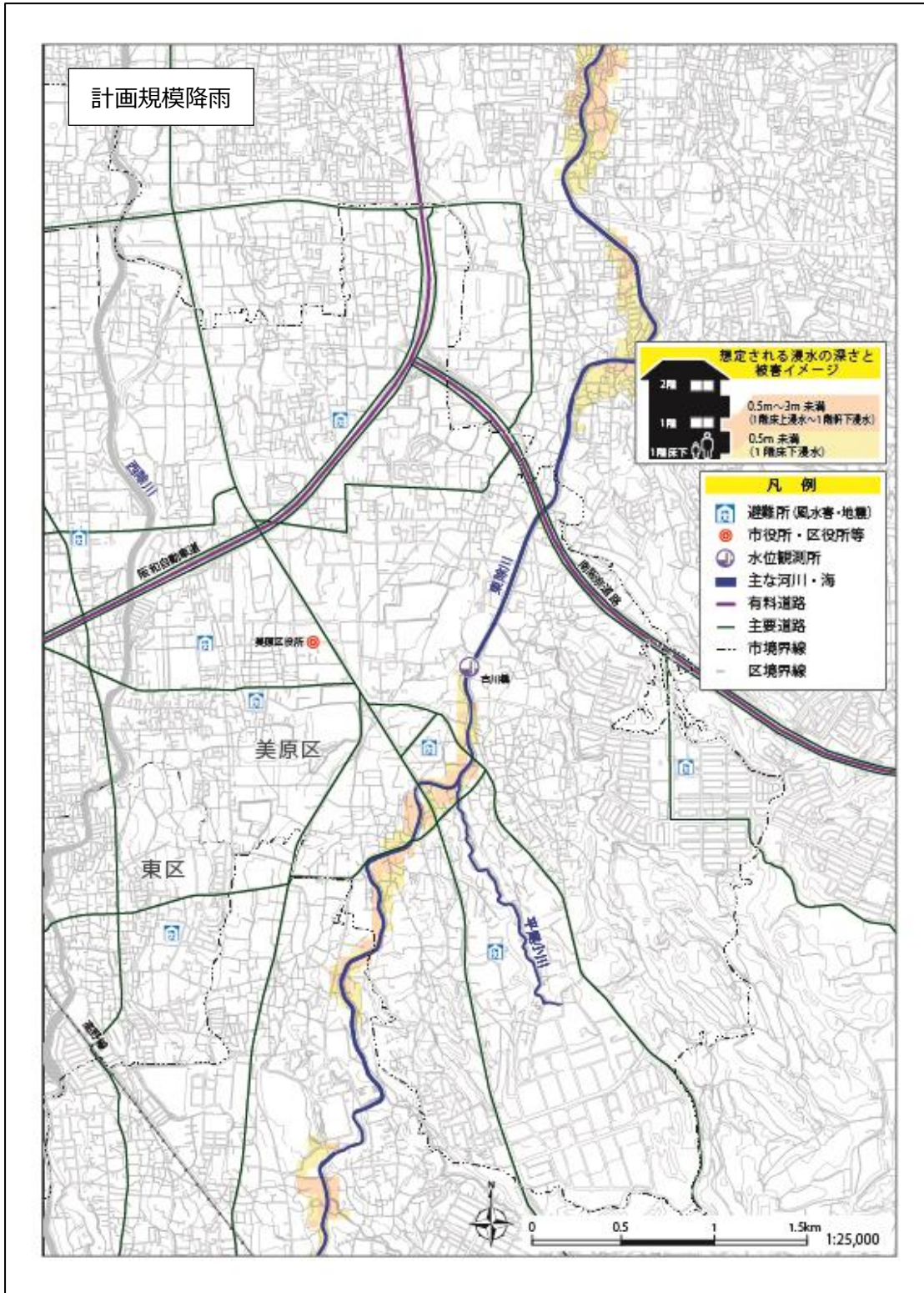


※想定し得る最大規模の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の西除川の洪水を想定した結果（令和元（2019）年11月、大阪府）
 ※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

西除川浸水想定区域図（大雨特別警報の発表が予想されるとき）

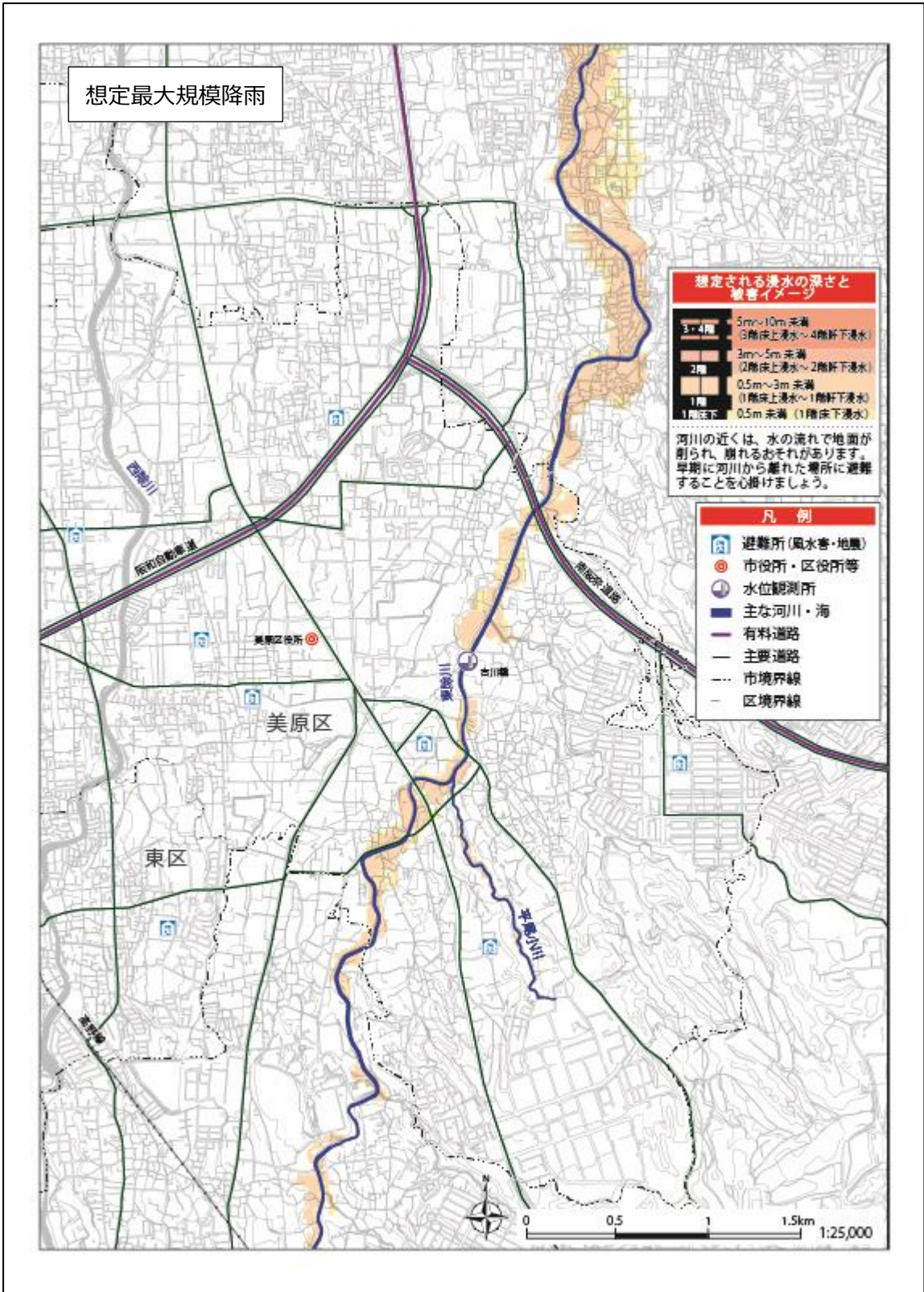
ウ) 東除川

東除川では200年に一度の大雨（計画規模降雨）と想定し得る最大規模の大雨（想定最大規模降雨）の2つの被害が想定されています。



※200年に一度の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大83mm、24時間最大256.7mm）が降った場合の東除川の洪水を想定した結果（平成24（2012）年8月、大阪府）
※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

東除川浸水想定区域図（大雨特別警報の発表が予想されないとき）

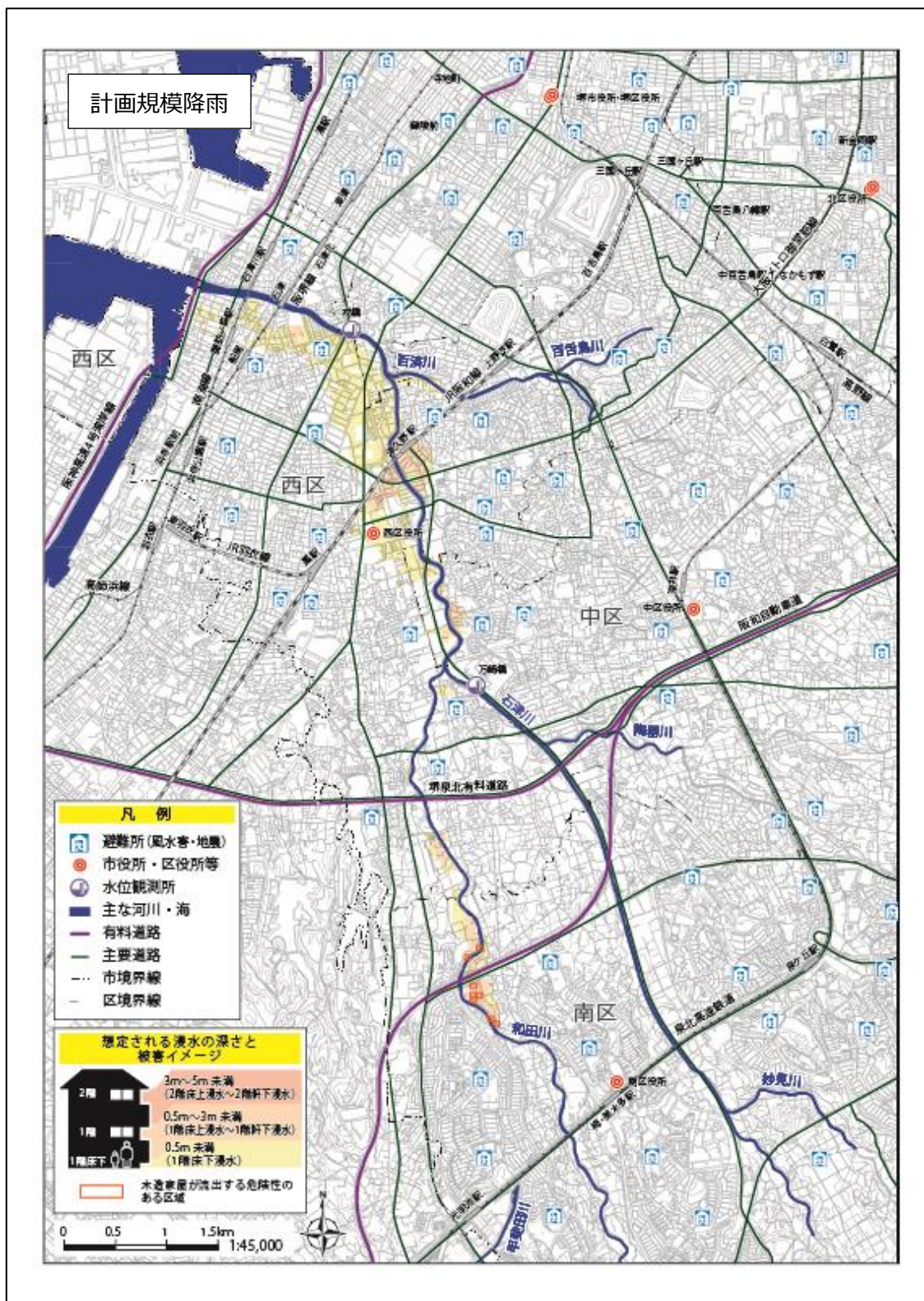


※想定し得る最大規模の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大102.5mm、24時間904.1mm）が降った場合の東除川の洪水を想定した結果（令和元（2019）年11月、大阪府）
 ※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

東除川浸水想定区域図（大雨特別警報の発表が予想されるとき）

工) 石津川

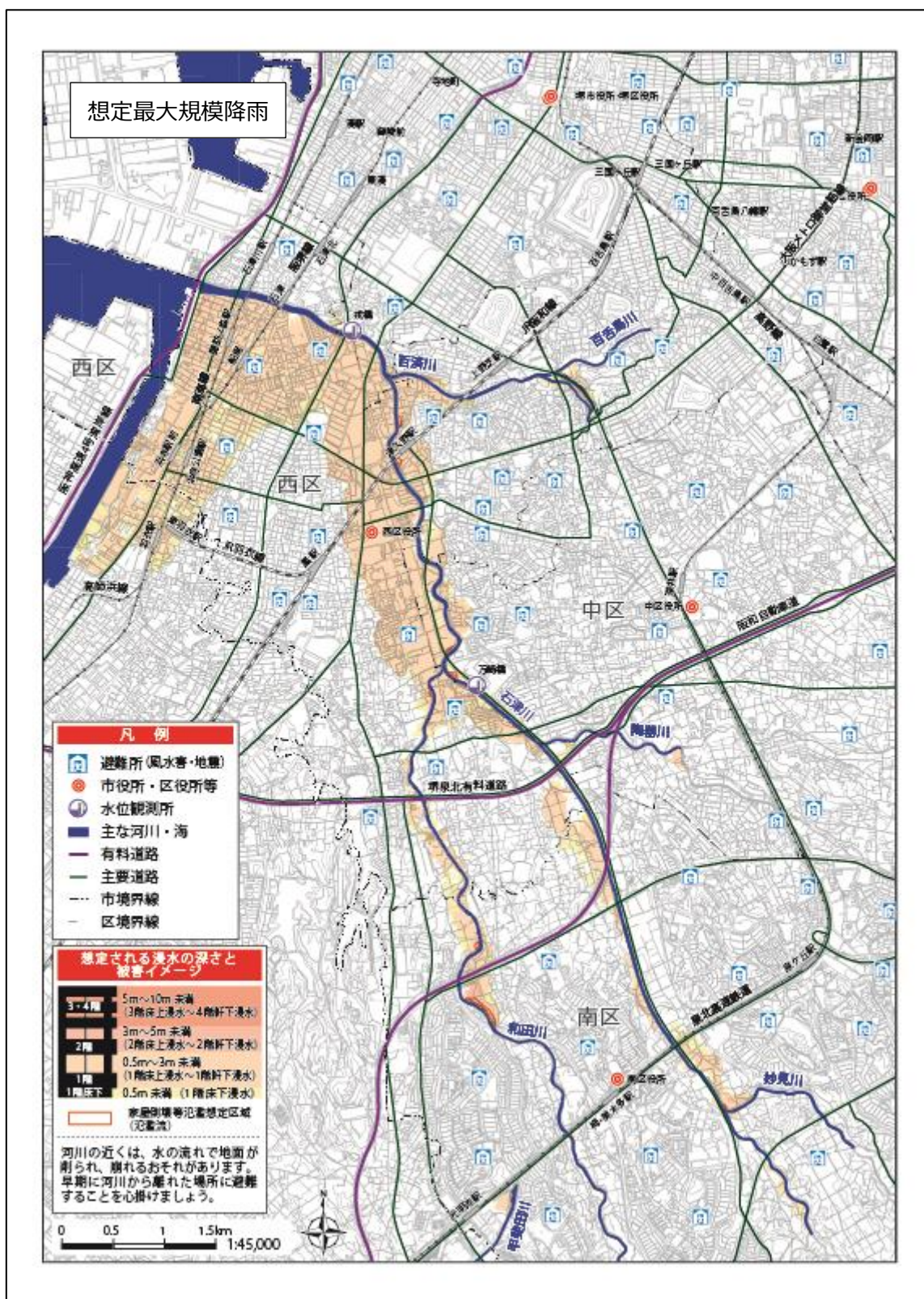
石津川では200年に一度の大雨（計画規模降雨）と想定し得る最大規模の大雨（想定最大規模降雨）の2つの被害が想定されています。



※200年に一度の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大75.7mm、24時間最大271.1mm）が降った場合の石津川水系の洪水を想定した結果（平成24（2012）年6月、大阪府）

※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

石津川浸水想定区域図（大雨特別警報の発表が予想されないとき）

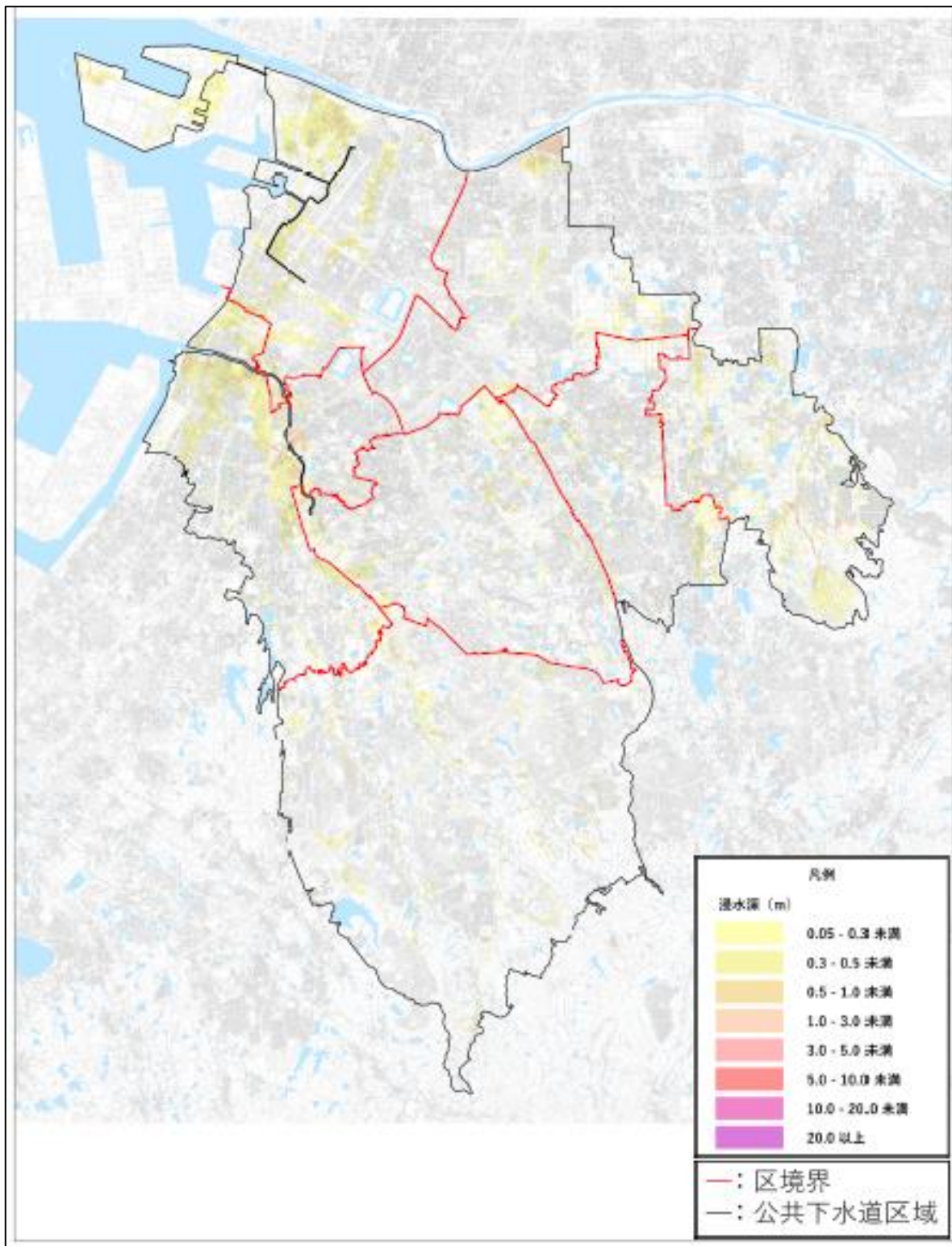


※想定し得る最大規模の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大103.7mm、24時間931.4mm）が降った場合の石津川の洪水を想定した結果（令和2（2020）年11月、大阪府）
 ※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

石津川浸水想定区域図（大雨特別警報の発表が予想されるとき）

② 雨水出水（内水浸水）

想定し得る最大規模の大雨（おおむね時間雨量：1時間最大147mm）が市全域に降った場合の雨水出水（内水浸水）は次のように想定されています。

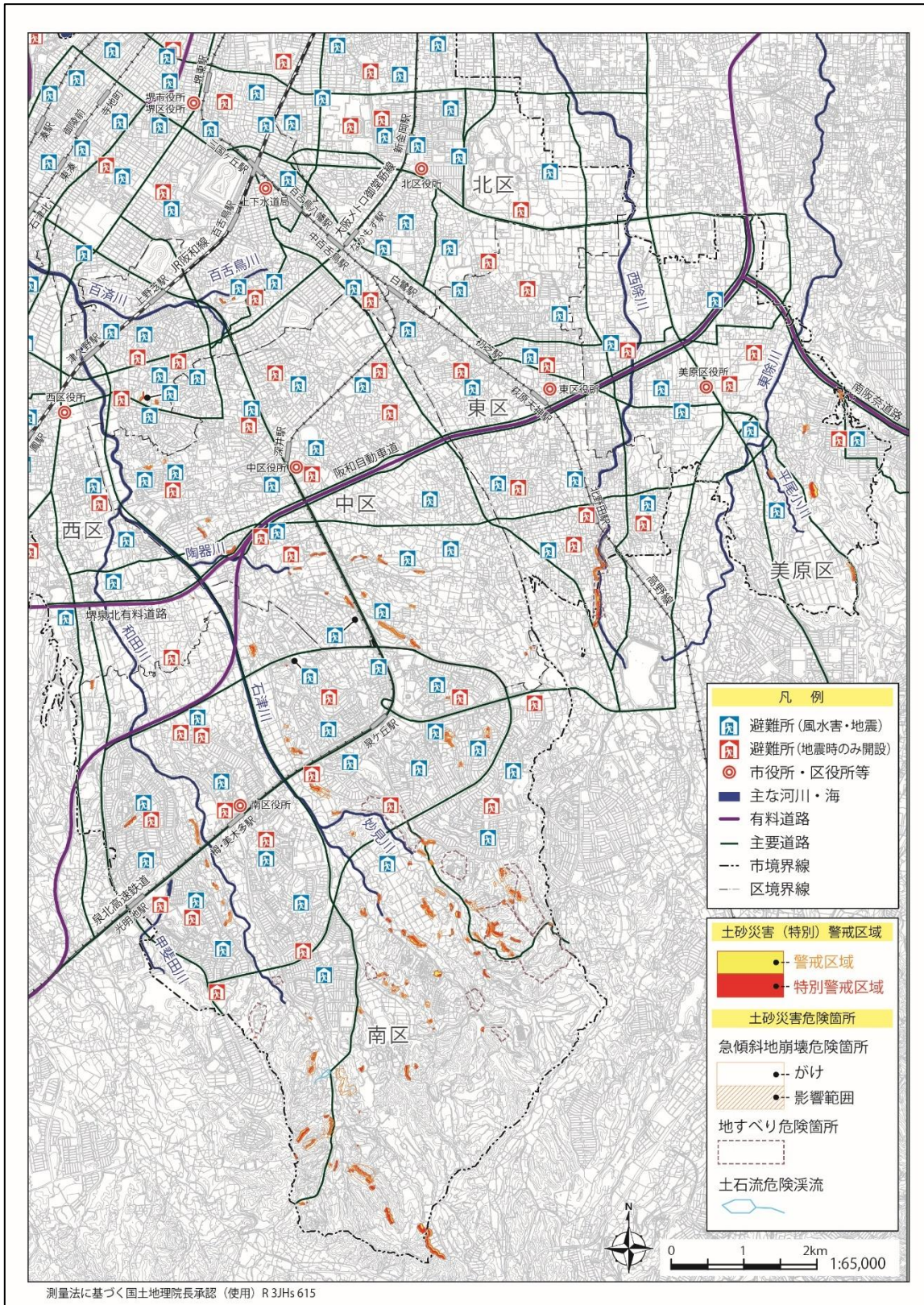


※想定し得る最大規模の降雨（時間雨量：147mm）によって浸水が想定される区域（令和7（2025）年9月、堺市上下水道局）

雨水出水（内水浸水）想定区域図

③ 土砂災害

土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流の発生を対象としています。



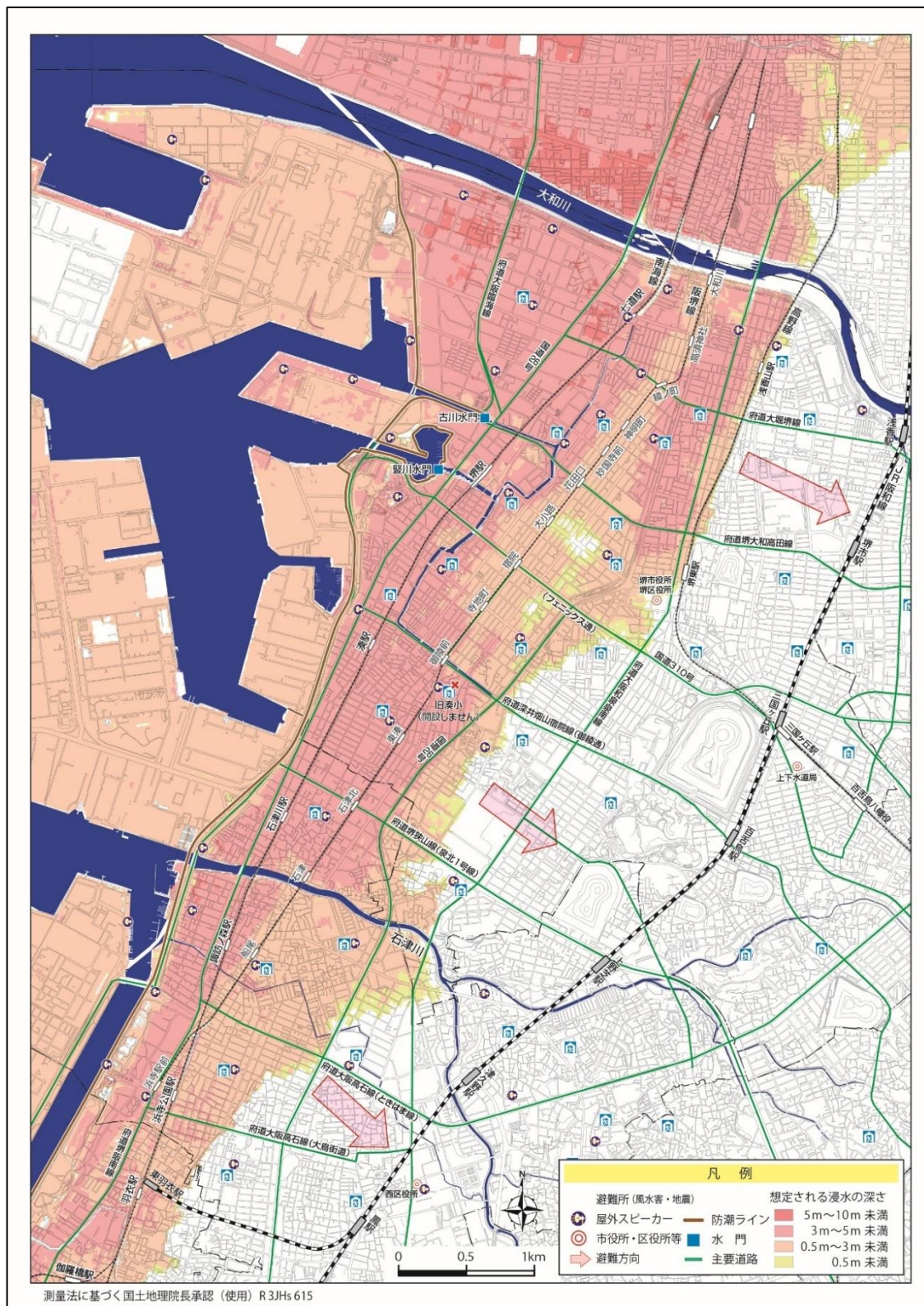
※平成28(2016)年9月9日に大阪府が告示した土砂災害(特別)警戒区域の情報を更新

※堺市防災マップ(令和4(2022)年3月作成を一部加工)より

土砂災害(特別)警戒区域図

(3) 高潮被害想定

想定される最大の台風（上陸時の中心気圧:910hPa、移動速度:73km/h）が最も大きな高潮を発生させる経路（大阪湾の西側20km～60kmを通過）で、大潮の時期の満潮の時に上陸した場合の高潮被害は次のように想定されています。



※堺市防災マップ（令和4（2022）年3月作成を一部加工）より

高潮浸水想定区域図

3. 事前に備えるべき目標

本計画における事前に備えるべき目標は、防災・減災力の高い強靱な都市を実現するため、以下の4項目とし、それぞれに国の基本計画を踏まえ具体的な目標を設定します。

I 被害の発生を抑止する

【具体的な目標】

- 1 自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

II 被害の拡大を抑止する

【具体的な目標】

- 2 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 サプライチェーン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期に復旧させる

III 迅速に判断・行動する

【具体的な目標】

- 4 必要不可欠な行政機能を確保する

IV 早期の復旧・復興と生活再建

【具体的な目標】

- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 計画推進に当たっての実施方針

計画の推進に当たっては、特に以下の7点に配慮して取組を進めます。

- 「自助」、「共助」の担い手である市民、民間事業者等と「公助」を担う市とが適切に連携・役割分担して取り組みます。
- 都市基盤施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・啓発等のソフト対策を適切に組み合わせ、災害時だけでなく、平常時にも有効に活用される対策となるよう取り組みます。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 短期的な視点にとどまらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。
- 限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化等、施策の計画的な取組により、トータルコストの縮減、平準化を図り、効率的に施策を推進します。
- 被災した市民の目線に立った復旧・復興対応が行えるよう、事前に備えておきます。
- 大阪府、各政令指定都市、周辺自治体との連携強化を進め、南大阪地域の中核的都市としての役割を担います。

第3章 起こしてはならない最悪の事態と脆弱性評価

1. 起こしてはならない最悪の事態

基本計画では、基本法第17条に基づき「起こしてはならない最悪の事態」を想定した上で、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行っています。本計画においても、基本計画の35の「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、基礎自治体としての役割を踏まえ、29の「起こしてはならない最悪の事態」を「事前に備えるべき目標」として想定しました。

事前に備えるべき目標			起こしてはならない最悪の事態	
災害に強い堺市をつくる	Ⅰ 被害の発生を抑止する	1 自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			1-3	大規模津波による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
			1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	Ⅱ 被害の拡大を抑止する	2 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
			2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
			2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生
			2-6	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-7	市民の防災意識の欠如による被害拡大
			2-8	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
Ⅲ 迅速に判断・行動する	4 必要不可欠な行政機能を確保する	3 サプライチェーン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期に復旧させる	3-1	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
			3-2	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下
			3-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う物流・人流への甚大な影響
			4-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
			4-2	防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
			4-3	被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化

事前に備えるべき目標			起こしてはならない最悪の事態		
災害に強い堺市をつくる	IV 早期の復旧・復興と生活再建	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
				5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			6-2	生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延	
			6-3	長期間にわたり学校等が再開されない事態	
			6-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
			6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害	
			6-6	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、ボランティア、NPO、企業、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
			6-7	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
			6-8	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	

2. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

堺市の災害特性を踏まえ、29の「起こしてはならない最悪の事態」ごとの施策等について、進捗状況や新たに取り組む必要のある施策を評価・点検しました。

(2) 脆弱性評価結果

1 自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 建物の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、民間住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。
- 民間住宅・建築物等の耐震対策においては、空き家の除却や適切な管理の促進、耐震補助制度等を周知し、市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 安全で良質なマンションストックの形成を図る必要がある。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 大規模火災による死傷者の発生を防ぐため、老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化など市街地の不燃化、広幅員道路・延焼遮断帯の整備等の対策を進める必要がある。
- 土地区画整理事業や市街地再開発事業等を活用し、都市の防災機能の強化を図る必要がある。
- 通電火災等の電気火災を防ぐため、感震ブレーカーを設置するなど市民へ防災対策の普及啓発を行う必要がある。

1-3 大規模津波による多数の死傷者の発生

- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練の実施、住民が津波による浸水の危険性を事前に把握するため、ハザードマップを周知する必要がある。
- 市民が速やかに安全な避難を行うため、共助による避難支援に取り組み、また津波避難ビルの指定を推進する必要がある。
- 大規模津波による死傷者を防ぐため、津波防御施設の整備や災害時の水門等の迅速な閉鎖、速やかな避難の実施等を進める必要がある。
- 港湾、漁港、河川の親水緑地等の不特定多数が利用するエリアでのスピーカー等による情報伝達を推進する必要がある。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施し、市民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、ハザードマップを周知する必要がある。
- 社会福祉施設等において、避難確保計画の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。
- 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生を防ぐため、豪雨や台風、高潮等を対象とした治水対策の推進や避難体制の確保に取り組む必要がある。
- 市街地等の浸水を防ぐため、河川堤防や護岸・洪水調節施設の整備、下水道施設の整備や都市基盤施設の老朽化対策、ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。
- 津波避難路の橋りょうの落下・損傷等による避難の遅れを防ぐため、橋りょうの耐震化、脆弱性のある道路等の改善等に取り組む必要がある。
- 家屋等の倒壊、液状化による地域交通ネットワークの分断を防ぐため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。
- 市民が安全な避難を行うため、防災農地の登録等を行う必要がある。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害対策の施設整備や避難体制を確保する必要がある。
- 市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練の実施や、土砂災害による危険性を市民が事前に把握するため、土砂災害警戒区域等を示した土砂災害ハザードマップを活用してリスク情報の周知に努める必要がある。
- 土砂災害による被災を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅等に対する移転や補強への補助制度の活用を促進する必要がある。
- 社会福祉施設等において、避難確保計画の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。

2 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 市民自身による自主防災組織での消火・救助・救急活動の促進や消防協力事業所の普及を進める必要がある。
- 消火・救助・救急活動等の大幅な遅延を回避するため、消防活動に関する正確な情報収集・伝達の実施、設備・機器・消防水利の確保に取り組む必要がある。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 医療施設の機能確保のため、病院施設の耐震化や非常用電源の確保、被災状況等の情報収集・伝達、医療機関の連携体制の強化、BCPの策定等を促進する必要がある。
- 医療機関における適切な対応体制を確保するため、医療関係者や機材・薬品等の確保に取り組む必要がある。
- 災害拠点病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するDMAT隊の出勤・受入れ体制の充実に取り組む必要がある。
- 傷病者を被災地外に搬送する等、広域医療搬送機能を確保する必要がある。
- 適切な医療救護活動が実施されるよう、他自治体からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の構築に取り組む必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

- 一時滞在施設の確保や鉄道の運行情報等の発信等帰宅困難者への対策に取り組む必要がある。
- 市内主要駅や庁舎等における帰宅困難者の滞留を回避するため、帰宅困難者への円滑な情報提供や企業等への帰宅抑制の啓発、民間施設の活用といった取組を進める必要がある。
- 市外通勤者等が長期にわたり市内へ帰宅できない事態を回避するため、早期に帰宅するための支援体制を構築する必要がある。

2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- 被災者の避難生活を支援するため、受入れ体制の確保、情報伝達手法の充実、ライフライン停止に対する備えの強化に取り組む必要がある。
- スムーズな避難誘導や避難所のQOL（生活の質）確保等に向けた取組を進める必要がある。

- 要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定や環境の整備、福祉避難所の運営支援の整備等に取り組む必要がある。
- 避難行動要支援者の災害関連死を回避するため、福祉サービスに携わる事業者との連携を進める必要がある。
- 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を強化する必要がある。

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど迅速かつ確実に防疫活動や保健活動を行う必要がある。
- 避難所等において疫病・感染症が蔓延する事態を回避するため、下水道施設の耐震化に加え、応急トイレ等の整備、し尿の収集体制強化に取り組む必要がある。

2-6 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 食料・飲料水・生活必需品を確保するため、備蓄食料・飲料水や支援物資等の確実な供給体制を確立する必要がある。また、多様な方法による物資の調達・確保手段を確立する必要がある。
- 各家庭での食料や生活必需品等の備蓄を一層促進する必要がある。
- 支援物資の供給においては、大阪府や専門知識を有する物流事業者との連携が必要不可欠であるため、平常時から大阪府や物流事業者等との連携体制を強化する必要がある。
- 避難所への物資供給ができない事態を回避するため、道路啓開体制の強化、橋りよの耐震化・無電柱化・沿道建物等の倒壊予防等、災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。
- ライフライン施設やエネルギー供給の停止を回避するため、関係事業者等によるBCP策定を促進する必要がある。
- 上水道の供給停止に備え、生活用水を確保するため家庭用の井戸等の活用を促進する必要がある。
- 被災時に電力・燃料等の供給停止が起こらないよう、電気・ガス等のライフライン施設の老朽化・耐震化対策、エネルギー関連事業所等の防災対策等を促進し、また早期に復旧できるよう、事業者との連携体制を構築する必要がある。
- 被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向け、国・府・水利団体との連携体制の構築等、事前対策に取り組む必要がある。

2-7 市民の防災意識の欠如による被害拡大

- 人的・物的被害の拡大を回避するため、市民への防災に関する意識の喚起・知識の周知を継続する必要がある。
- 各家庭での食料や生活必需品等の備蓄を一層促進する必要がある。

2-8 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 上水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、水道施設（管路・配水池等）の老朽化・耐震化対策、管路のバックアップを促進する必要がある。
- 長期間にわたる下水処理施設等の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化を図る必要がある。また、応急トイレ等の整備、し尿の収集体制の強化に取り組む必要がある。
- 長期にわたり避難者等へ飲料水が供給できない事態を回避するため、他自治体との応援体制を強化しながら、応急給水体制の強化、飲料水の備蓄の周知といった取組が必要である。
- 人員・資機材等の不足により上下水道が長期間にわたり復旧しない事態を回避するため、人員・資機材の確保や迅速に被災状況を把握する必要がある。

3 サプライチェーン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期に復旧させる

3-1 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出による市民の健康被害の発生を回避するため、平時から事業所への指導を行い、事業所の防災体制を強化することで、設備の不備等を解消する必要がある。
- 海上・臨海部の広域複合災害の発生を防ぐため、臨海部の石油コンビナートの耐震化等の防災対策に取り組む必要がある。また、耐震強化岸壁や水門等の耐震対策等を整備する必要がある。
- 重要な産業施設における大規模火災や爆発等の発生を回避するため、事業者の自主防災体制を強化し、危機管理意識の向上を図る必要がある。また、関係事業所によるBCPの策定等を進める必要がある。
- コンビナート等の火災、爆発等に対して、適切な消防対応ができる体制を構築する必要がある。

3-2 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下

- サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐため、事業者の自主防災体制の強化を図り、民間企業におけるBCPの策定促進やライフラインを確保する必要がある。
- 交通障害の長期化により物流が停止することを回避するため、広域緊急交通路の通行機能の確保、沿道建物等の倒壊予防、早期の道路啓開実施に向けての体制強化等、災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

3-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う物流・人流への甚大な影響

- 沿線・沿道の建物倒壊に伴う道路閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻痺を防ぐため、広域緊急交通路等の通行機能の確保し、インフラ施設の老朽化・耐震化対策などに取り組む必要がある。
- 交通障害の長期化により物流が停止することを回避するため、広域緊急交通路の通行機能の確保、沿道建物等の倒壊予防、早期の道路啓開実施に向けての体制強化等、災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。

4 必要不可欠な行政機能を確保する

4-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 本庁舎、区役所、学校園等の防災拠点施設の被災により施設・設備が使用できず行政機能が麻痺することを回避するため、浸水対策、災害対応設備の充実、非常用電源設備の整備、発災時の代替施設の確保、ライフライン停止時への対応を進める必要がある。
- 休日深夜に災害が発生した場合等に備え、職員の迅速な安否確認、参集体制の強化、職員の疲労対策や災害に関する職員の意識・知識向上、円滑な情報収集・伝達の実施、バックアップ設備の確保、部局間の連携強化、受援体制の構築に取り組む必要がある。

4-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺

- ライフライン復旧の遅延、物資供給や復旧支援活動等の提供が受けられない事態を回避するため、他自治体・関係機関・民間企業等との連携を強化し、防災対策の遅延等を回避する取組が必要である。
- 人材不足（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）や資機材不足により道路啓開の大幅な遅延を回避するため、民間事業者等との連携を進める必要がある。
- 市民生活の復旧が大幅に遅延する事態を回避するため、ボランティアの受入れ体制の整備、受入れ施設及び活動用資機材の確保に取り組む必要がある。
- 南大阪地域に甚大な被害が発生した際には、中核的都市として被災自治体の応援・支援を実施する必要があるため、平常時から南大阪地域自治体との連携を強化する必要がある。

4-3 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化

- 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱を防ぐため、警察機能の維持や地域の安全を確保する必要がある。
- 地域の安全確保のため、被災地及びその周辺において、警戒活動や災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 多数の人的被害が発生する事態やデマや流言による社会混乱を回避するため、正確な情報発信、多様な情報伝達手段を確保する必要がある。
- 迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、通信インフラに関わる事業者との連携を図る必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐため、エネルギー（燃料）やライフライン（電気・ガス・通信等）の確保等を進める必要がある。
- 燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取組を進める必要がある。
- ライフライン事業者に対し、災害により途絶した施設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう求め、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携を進める必要がある。

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 応急住宅対策の遅延による避難所生活の長期化を防ぐため、迅速な応急危険度判定や応急住宅の確保・供給、円滑な罹災証明の発行の体制構築を進める必要がある。
- 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、住宅等の早期供給体制の整備等の施策に取り組む必要がある。

6-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延

- 避難生活の長期化、罹災証明書の発行の遅れによる支援・再建の大幅な遅延を回避するため、速やかな復興計画の策定等に係る体制・手順の確立や生活再建等の相談体制の充実、ボランティアの受入れ体制の強化等を図る必要がある。
- 罹災証明書の発行の遅れによる支援・再建の遅延を回避するため、迅速な被害状況の把握体制、円滑に罹災証明書を発行できる体制を構築する必要がある。

6-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態

- 学校園や救急告示病院等の被災を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化を進める必要がある。
- 学校再開の大幅な遅延を回避するため、応急仮設住宅等への移住等を進め、指定避難所の早期の閉鎖を図ることにより円滑に学校を再開する必要がある。

6-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 大量の災害廃棄物（災害がれき及び生活ごみ等）が放置される事態を回避するため、災害廃棄物の収集運搬体制を確立し、関係機関と連携した広域的な相互応援支援体制を構築する必要がある。
- 家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するためには、災害ボランティアによる支援が必要である。

6-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

- 風評被害による市内産業、農業、漁業、観光等への多大な損害を回避するため、様々な媒体を活用した正確な情報発信体制を進める必要がある。

6-6 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、ボランティア、NPO、企業、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

- 復興を支える人材等の不足を防ぐため、復興都市形成における人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）等の施策を進める必要がある。
- 二次被害の防止に向けて、被災建築物応急危険度判定士の登録を促進する必要がある。

6-7 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- より良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、復興方針（復興ビジョン）・復興計画策定マニュアルの作成・充実等の施策を進める必要がある。

6-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 文化財の多大な被害を回避するため、建造物・美術工芸品保存施設の防災対策を進める必要がある。また、文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、保存活用計画の策定、防災設備等の設置・改修、消火・避難訓練の実施等を働きかける必要がある。
- 地域コミュニティ維持・人口流出防止のため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援等に取り組む必要がある。

第4章 具体的な取組

(1) 施策分野の設定

本計画の対象となる堺市強靱化に関する施策の分野は、脆弱性評価を行うにあたり設定した以下の個別施策分野とします。

それぞれの分野は密接に関連していることから、各分野における具体的な取組の推進にあたっては、所管部局を明確にした上で関係機関等と推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、取組の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮します。

【個別施策分野】

- 行政機能・消防
- 住宅・都市・交通
- 保健医療・福祉
- 環境・産業・農林
- 市民生活支援

(2) 脆弱性評価の結果を踏まえた具体的な取組

脆弱性評価を踏まえ、「起こしてはならない最悪な事態」ごとに本市が推進する具体的な取組は、以下の129施策（再掲除く）となります。

目標 I 被害の発生を抑止する

1. 自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

1-1	○住宅の耐震・防火の促進【建築都市局】
1	地震による住宅の倒壊を防ぎ、市民の生命身体及び財産を守るために、耐震改修に対する補助を行い、耐震改修を進めます。また、耐震改修工事と同時に防火改修工事を行う住宅に対して工事費用の補助を行い、倒れにくく燃えにくい居住環境を促進します。加えて、新築や建替え、除却も踏まえ、住宅行政や建築行政全般及び様々な施策と耐震化率を共通目標にして、耐震化を推進します。
1-1	○宅地耐震化推進事業の実施【建築都市局】
2	大規模地震が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地について、「大規模盛土造成地マップ」等の公表により、市民への情報提供を実施します。

1-1	○耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施【建築都市局】
3	多くの人に耐震改修の必要性を理解してもらうため、チラシの配布や区民まつりへの参加等、キャンペーン活動を継続して実施し、耐震診断は行ったが改修をまだ実施していない人への戸別訪問やお出かけ相談会の開催など、きめ細かく積極的に耐震改修をコーディネートします。

1-1	○空き家対策の推進【建築都市局】
4	空き家の実態を踏まえ、所有者などによる適切な維持管理を促し、空き家化の予防や空き家の活用・流通に向けた管理不全な空き家への対策を推進します。

1-1	○高経年マンションの改善・建替え等の促進【建築都市局】
5	マンションの老朽化に伴う問題の顕在化や高齢化による管理組合の担い手不足等を踏まえ、管理の適正化やマンションの改善・建替え等を促進します。

1-1	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進【建築都市局】
6	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、幼稚園等の避難困難者利用建築物等の多くの人が利用する建築物について、耐震改修費用の負担軽減のため、補助等を実施しており、今後も関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。

1-1	○市営住宅の建替事業の推進とオープンスペース等の一体的整備【建築都市局】
7	老朽化が進み住戸規模等の住環境の水準の低い市営住宅を建替えることにより、耐震化を推進し、オープンスペース等との一体的整備に努めることで、良好な住宅ストックを形成します。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

1-2	○都市計画道路の整備【建設局/建築都市局】
1	ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。

1-2	○道路の新設、改良、拡幅【建設局】
2	必要な道路の新設、既設道路の改良（拡幅・歩道設置等）、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保し、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。

1-2	○連続立体交差事業の推進【建設局】
3	市街地を分断している鉄道を高架化し、避難路等における踏切を除却することで、津波発生時及び火災発生時の避難機能を強化します。また、都市計画道路をあわせて整備することで、延焼遮断機能の強化や災害時の人命救助・物資輸送のための緊急車両の円滑な通行を確保します。
1-2	○広域避難地及び緩衝空間の機能を有する都市公園等の整備及び都市公園の老朽化対策の推進【建設局】
4	広域的避難や一次的避難、救援活動拠点、火災延焼の緩衝空間となる都市公園を整備します。また、災害時に身近な防災活動の拠点として活用できる街区公園等の整備を推進します。 開設している都市公園については、災害時に防災活動等の拠点として活用できるよう、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進む都市公園施設を適切に維持管理し、常に良好な状態を維持します。 ≪身近な公園や広場の充足度（市民1人当たりの開設公園面積）≫ 9.24㎡（令和8（2026）年度）→9.51㎡（令和12（2030）年度）
1-2	○広域避難地及び一次避難地としての機能を有する都市公園の防災機能強化【建設局】
5	非常用の防災トイレの整備等により、公園の防災機能を強化します。 ≪防災トイレ設置（公園）≫ 42公園（令和2（2020）年度）→47公園（令和12（2030）年度）
1-2	○住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の推進【建築都市局】
6	老朽木造住宅や連棟長屋が建ち並び、依然として避難路等の確保が困難な箇所が残る新湊地区において、整備計画に位置づけた主要生活道路の拡幅整備、公園の整備、避難路の確保を行います。また、老朽木造賃貸住宅の良質な賃貸住宅への建替え、老朽木造住宅の除却に要する費用の一部を補助することにより、建替を促進します。
1-2	○市街地開発事業等の推進【建築都市局】
7	細分化された敷地の統合、耐火建築物の建設や公共施設の整備等、市街地再開発事業や土地区画整理事業等を行うことにより都市機能の更新を図り、安全・安心な都市空間を形成します。
1-2	○感震ブレーカーの普及促進【危機管理室/消防局】
8	堺市総合防災訓練を始め、各種イベント等やSNS・ホームページを通じて感震ブレーカーの設置を促進します。

1-3 大規模津波による多数の死傷者の発生

1-3	○津波ハザードマップによる周知【危機管理室/区役所】
1	<p>南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や避難方法、事前準備（避難経路・目標の確認）を分かりやすく市民に伝えるため、津波ハザードマップを作成し、市民に広く周知します。</p> <p>周知の際は民間事業者等と協力する等、効率的・効果的な周知方法を検討します。</p> <p>◀防災マップ所有率▶</p> <p>33%（令和 6（2024）年度）→50%（令和 12（2030）年度）</p>
1-3	○津波避難ビルの指定及び周知【危機管理室】
2	<p>避難行動要支援者や避難が遅れた方が緊急一時的に避難するための建物を津波避難ビルとして指定し、ホームページや津波ハザードマップ等を活用して市民へ周知します。</p>
1-3	○津波率先避難等協力事業所の登録推進【危機管理室】
3	<p>より多くの市民の早期避難行動につなげるため、事業所の従業員等が発災時に津波に関する正確な情報入手と的確で迅速な避難行動を率先して行い、周辺住民や避難経路沿道の市民へ避難行動を呼び掛ける津波率先避難等協力事業所の登録を促進します。</p> <p>また、登録済みの津波率先避難等協力事業所に対し、より実効性のある制度にするため、定期的に研修会や説明会を実施します。</p> <p>◀登録事業所数▶</p> <p>134 事業所（令和 8（2026）年度）→160 事業所（令和 12（2030）年度）</p>
1-3	○水門の適正な運転管理【建設局】
4	<p>低地浸水を防ぐために大阪港湾局が設置し、本市が運転管理を行う古川水門・豎川水門について、水門の月次点検及び操作訓練を通して高潮や津波発生時等の災害時に迅速に対応することを目的に適正な運転管理を実施します。</p>
1-3	○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用【危機管理室】
5	<p>大津波警報や弾道ミサイル情報等の緊急情報を迅速かつ的確に受信し、市民等へ伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による同報系システムの自動連携装置等を適切に運用管理します。</p>
1-3	○多様な情報伝達手段の充実【危機管理室】
6	<p>災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報メールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、大阪防災アプリ、堺市 SNS、災害情報 FAX 等、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を実施します。</p>

1-3	○連続立体交差事業の推進【建設局】
再掲	市街地を分断している鉄道を高架化し、避難路等における踏切を除却することで、津波発生時及び火災発生時の避難機能を強化します。また、都市計画道路をあわせて整備することで、延焼遮断機能の強化や災害時の人命救助・物資輸送のための緊急車両の円滑な通行を確保します。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

1-4	○管理橋りょう等道路施設の適切な維持管理・補修の継続【建設局】
1	橋りょう等の道路施設については、個別施設計画に基づき、定期点検及び点検結果に基づく措置を計画的に実施することで、道路施設を適切に維持管理します。 ≪80 橋補修率≫ 0%（令和 8 年（2026）年度）→100%（令和 12（2030）年度）

1-4	○緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進【建設局】
2	緊急交通路等における橋りょうについて、耐震化を推進します。

1-4	○大和川の超過洪水対策の推進【建築都市局】
3	大和川の洪水による越水や地震に伴う堤防決壊による甚大な被害から市民を守るため高規格堤防と市街地の一体的整備を推進します。

1-4	○区別防災マップの周知啓発【危機管理室/区役所】
4	災害リスクや災害への備え等を掲載した区別防災マップを市施設での配架のみではなく、民間事業者等との協力の下、より効果的・効率的な周知啓発を推進します。

1-4	○避難確保計画の策定推進及び個別避難計画の作成支援【危機管理室/健康福祉局】
5	堺市地域防災計画に掲載する要配慮者利用施設について、危機管理室及び健康福祉局が連携を図り、避難確保計画の作成を進めるため、各事業者や施設管理者に対して支援を実施します。 ≪避難確保計画策定率≫ 97%（令和 8（2026）年度）→100%（令和 12（2030）年度）

1-4	○雨水整備事業の推進【上下水道局】
6	<p>浸水安全度を高めるため、計画降雨における雨水管の布設や下水ポンプ場の建設等、浸水危険解消重点地区の雨水整備を実施し、その他の地区についても、浸水地区の実態等に応じたきめ細かい対策を実施します。</p> <p>また、水再生センターの浸水安全度を高めるため、耐水化対策を実施します。</p> <p>◀重点地区の浸水対策実施率▶ 7.7%（令和 6（2024）年度実績）→69.2%（令和 12（2030）年度目標）</p>
1-4	○市管理河川(1 級河川狭間川、2 級河川内川・内川放水路・土居川、準用河川 4 河川)における治水安全度の向上【建設局】
7	<p>市管理河川の準用河川百舌鳥川において、時間雨量 50 ミリ程度の降雨を安全に流下させることを治水目標とし、河川改修を推進します。</p> <p>◀百舌鳥川の整備率▶ 45%（令和 12（2030）年度目標）</p>
1-4	○農業用施設の活用【産業振興局】
8	<p>大雨時等の災害時において、ため池は洪水調整機能や土砂流出防止、また用水路は速やかな下流への排水等の、農業用水としての役割以外の効果が期待される施設であるため、治水部局と協議・調整を行い、市街地等への浸水対策に向けた農業用施設の活用を推進します。</p>
1-4	○損傷の可能性が高い施設の把握【建設局/上下水道局】
9	<p>道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設を把握します。</p> <p>◀水管橋の点検実施数（橋/年）▶ 170 橋程度/年</p> <p>◀下水道管まよの計画的調査率▶ 18.9%（令和 6（2024）年度実績）→100%（令和 12（2030）年度目標）</p> <p>◀道路法に基づく定期点検実施数（令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度）▶ 橋りょう：750 橋程度 トンネル：2 か所 大型カルバート：7 か所 門型標識・道路情報提供装置：70 か所</p>
1-4	○地震防災上必要なため池の計画的整備【産業振興局】
10	<p>ため池の堤体崩壊により、下流域の人家・農業施設・公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがあり、損傷・変形を受けても貯水機能を保持し、下流域の二次災害を防止するため、管理者や関係機関との協議・調整を行い、順次計画的な耐震化を推進します。</p>

1-4	○市街地及びその周辺の農地の適切な保全・活用【産業振興局】
11	市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保は元より、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担うことから、防災協力農地登録制度を適切に活用し、オープンスペースを確保します。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

1-5	○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握・安全対策【建設局】
1	土砂災害を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を把握し、国や大阪府と連携して安全対策を推進します。 ≪土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内のパトロール≫ 大阪府と連携し毎年実施
1-5	○特別警戒区域内の住宅除却費用や区域外移転の支援【建築都市局】
2	土砂災害特別警戒区域内に指定前から存在する建築物に対し、所有者が除却・移転等を実施する費用の一部補助を実施します。
1-5	○区別防災マップの周知啓発【危機管理室/区役所】
再掲	災害リスクや災害への備え等を掲載した区別防災マップを市施設での配架のみではなく、民間事業者等との協力の下、より効果的・効率的な周知啓発を推進します。
1-5	○多様な情報伝達手段の充実【危機管理室】
再掲	災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報メールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、大阪防災アプリ、堺市 SNS、災害情報 FAX 等、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を実施します。
1-5	○避難確保計画の策定推進及び個別避難計画の作成支援【危機管理室/健康福祉局】
再掲	堺市地域防災計画に掲載する要配慮者利用施設について、危機管理室及び健康福祉局が連携を図り、避難確保計画の作成を進めるため、各事業者や施設管理者に対して支援を実施します。 ≪避難確保計画策定率≫ 97%（令和 8（2026）年度）→100%（令和 12（2030）年度）

目標Ⅱ 被害の拡大を抑止する

2. 救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-1	○自主防災組織の活動促進・支援【区役所/危機管理室/市民人権局/消防局】
1	<p>災害時に地域住民が協力して救出、救護、初期消火、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う地区防災計画の策定や防災訓練の実施支援、リーダーとなる人材の育成等、自主防災活動を促進・支援します。</p> <p>≪地区防災計画策定率≫ 72%（令和 12（2030）年度）</p>
2-1	○市民自身による救命活動の促進【消防局】
2	<p>市民の皆様や事業所等を対象として、家族等の救命活動を市民自ら行えるよう、心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当等、応急手当講習を実施します。</p> <p>≪応急手当講習受講者数≫ 10,000人/年</p>
2-1	○消防協力事業所制度の普及推進【消防局】
3	<p>大規模災害等発生時の消防活動に、各事業所の判断により協力していただける「消防協力事業所制度」に登録していただくため、管内事業所に対する広報活動を行います。また、登録済の消防協力事業所に対し、防災知識及び技術の向上を図るため、定期的な研修会を実施します。</p>
2-1	○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】
4	<p>組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。</p>

2-1	○消防署の施設整備【消防局】
5	<p>地域住民の防災機関の中核として、人口密度等地域の実情の変動に応じて、全消防力と管内全域のバランスを考慮の上、老朽化した施設の移転・建替え等、総合的・効果的な消防施設整備計画を策定し、それに基づき適正に署所を配置します。</p> <p>≪北消防署移転整備事業の実施（実施設計・建設工事）≫ 45%（令和 8（2026）年度）→100%（令和 12（2030）年度）</p> <p>≪臨海分署移転整備事業の実施（実施設計・建設工事）≫ 30%（令和 8（2026）年度）→92%（令和 12（2030）年度）</p>

2-1	○消防車両等の充実【消防局】
6	<p>消防車両等の増強・更新を計画的に行い、複雑多様化する災害や増加する救急事案等に的確に対応すべく整備を実施します。</p>

2-1	○消防行政統合システム整備事業【消防局】
7	<p>消防行政統合システム（消防通信指令管制システム、支援系〔消防 OA〕システム、消防画像伝送システム、消防電話、その他業務システム等で構成されるシステムの総称）について、常時安定稼働を維持し、更なる業務の円滑化を図るために、維持管理・定期点検を実施し、定期的に関連機器等のハードウェア及びソフトウェアの更新を実施します。</p>

2-1	○耐震性防火水槽等の整備【消防局】
8	<p>消防水利については、その約 9 割近くを消火栓に頼っており、宅地開発による都市構造の変化で自然水利が減少しているのが現状です。また、水道の断水時には消火栓が使用不能になることが予想されることから、耐震性防火水槽等の整備を実施します。</p> <p>≪整備必要耐震性防火水槽等の整備率≫ 64%（令和 12（2030）年度）</p>

2-1	○農業用水路を活用した防火用水確保【産業振興局】
9	<p>ため池の持つ利水機能に着目し、火災時等には、ため池下流にある農業用水路の既存の水門を閉じることによる溜まる水を、災害時の防火用水等に利用できることを、水利組合等へ周知し、活用します。</p>

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-2	○医療関係機関相互の連携強化【健康福祉局】
1	<p>災害拠点病院である堺市立総合医療センターを中心とした医療関係機関等の連携を強化します。</p> <p>堺地域災害医療救護対策協議会（堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会、堺市立総合医療センター（災害拠点病院）、救急告示病院で構成）にオブザーバーとして参加し、災害時における地域医療機関との医療連携を強化します。</p> <p>◀救急告示病院の災害マニュアル策定率▶</p> <p>100%</p>

2-2	○救急隊員活動の高度化【消防局】
2	<p>救急救命士の救命処置範囲拡大に伴う、気管挿管、薬剤投与等の資格者の養成や、救急救命士を含む救急隊員への生涯教育等のメディカルコントロール体制の拡充等により、救急隊員による応急処置の適正化・高度化を推進します。</p> <p>◀救急救命士に対する生涯教育ガイドラインに基づく必須単位取得率▶</p> <p>100%</p>

2-2	○災害時医療体制の整備【健康福祉局】
3	<p>医療従事者、医療機材、医薬品の確保など救急救護体制を整備します。</p> <p>行政、消防、医療関係機関と協力し、災害初動時における救護班・救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の医療救護活動に関する標準的な事項を示す災害時医療救護活動ガイドラインにより災害時の活動体制を整備します。</p> <p>◀研修・訓練参加率▶</p> <p>100%</p>

2-2	○救急資器材の強化【消防局】
4	<p>各種災害の多様化と複雑化、更には大規模化の可能性が高まる一方で、これら特異な災害に際しては平常の消防力では対応が困難な場合が多く、多くの人力と共に多種多様な資器材も必要となることから、救急資器材の整備計画を定め、これに基づき救急資器材を強化します。</p>

2-2	○広域搬送体制の確立【健康福祉局/消防局】
5	<p>災害発生直後の被害（人命救助、傷病手当等）を軽減することができるよう、近隣又は他府県の救命救急センター等への迅速な搬送体制及び手順等を具体的に定めます。</p> <p>災害時に医療機関の被災状況などを共有する厚生労働省の「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」の訓練により災害時の情報伝達体制の充実を推進します。</p> <p>◀救急告示病院の EMIS 入力訓練参加率▶</p> <p>100%</p>

2-2	○地域緊急交通路の選定と周知【危機管理室/建設局】
6	広域緊急交通路と市庁舎、災害拠点病院、広域避難地等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、市民への周知を実施します。

2-2	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進【建築都市局】
再掲	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、幼稚園等の避難困難者利用建築物等の多くの人が利用する建築物について、耐震改修費用の負担軽減のため、補助等を実施しており、今後も関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。

2-2	○市民自身による救命活動の促進【消防局】
再掲	市民の皆様や事業所等を対象として、家族等の救命活動を市民自ら行えるよう、心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当等、応急手当講習を実施します。 <<応急手当講習受講者数>> 10,000人/年

2-2	○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】
再掲	組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

2-3	○帰宅支援体制の構築【危機管理室】
1	交通機関の途絶により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対して、関西広域連合においてコンビニエンスストアや外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の締結を推進します。この協定に基づき、災害時の帰宅困難者を支援するために「水道水」「トイレ」「通行可能な道路状況の提供」の提供を受けることができる「災害時帰宅支援ステーション」を広く住民へ周知するため、店舗入口付近にステッカーの掲出やSNSを通じた情報伝達手段による啓発を実施します。

2-3	○一時避難場所の確保【危機管理室】
2	急行停車駅等主要な駅周辺において、交通機関の途絶により帰宅できない人が一時避難することができる施設等の確保を検討します。

2-3	○民間企業への帰宅困難従業員対策の啓発【危機管理室】
3	帰宅できない従業員に対しての自助対策として、発災直後から3日間程度の食料・飲料水等の備蓄、通信手段の確保、徒歩帰宅経路の事前確認等を実施してもらうよう、民間企業に対する啓発を実施します。

2-3	○授業中や登下校中の幼児・児童・生徒の安全確保【子ども青少年局/教育委員会事務局】
4	授業中や登下校中に自然災害が発生した場合、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な状況に陥ることが想定されます。教職員等が校区内の安全を確認し、状況に応じ学校園で保護又は保護者への引き渡しを行うなど、幼児・児童・生徒の安全を確保できる体制を構築します。

2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

2-4	○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室/区役所/健康福祉局】
1	指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置づけ、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供等、被災者の心身の健康を守り、避難所生活者環境改善専門部会等を通じて、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。

2-4	○福祉避難所の指定及び適切な運営【危機管理室/健康福祉局】
2	障害福祉サービス事業者等と連携して、福祉避難所の指定を進め、要配慮者の特性に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルの整備や開設・運営訓練の実施等、適切な福祉避難所の開設・運営支援を実施します。 <<福祉避難所指定数>> 92 か所（令和 8（2026）年度）→100 か所（令和 12（2030）年度）

2-4	○防災拠点間の情報共有体制の整備【危機管理室】
3	災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が行えるよう、各避難所の避難者数を迅速・正確に把握し、避難所の混雑状況等を分かりやすく発信できる通信機器やシステムの整備及び運用の強化を推進します。

2-4	○学校体育館への空調の整備【危機管理室/教育委員会事務局】
4	避難所の生活環境改善のため、指定避難所となる市立小中学校等の体育館に空調を整備します。 <<体育館空調整備率>> 11.6%（令和 7（2025）年度末）→100%（令和 11（2029）年度末）

2-4	○災害用トイレの整備【上下水道局/危機管理室/教育委員会事務局/建設局】
5	発災初期の避難所避難者に加え、在宅避難者及び車中泊避難者を含めた避難者総数に対し、50人に1基の割合となるよう、災害用トイレを整備します。
2-4	○避難行動要支援者の避難支援体制の整備【健康福祉局/危機管理室/区役所】
6	本人の意思及び個人情報保護に十分留意しつつ、避難行動要支援者の個々の状況に応じた個別の避難計画の策定を促進するなど、地域支援者等を主体とした共助による、効果的な避難支援体制の構築を推進します。
2-4	○外国人への支援体制等の整備【文化観光局/危機管理室】
7	災害時多言語支援センター設置訓練や災害時ボランティア通訳の育成、市ホームページやSNS等での防災情報の提供等、災害時に備えた外国人支援体制を整備します。あわせて、外国人市民の防災訓練への参加支援や多言語による防災情報の提供等、外国人市民への啓発活動を行います。また、外国人旅行者への避難情報伝達や帰国支援対策を検討します。
2-4	○福祉関係機関や福祉サービス事業者との連携【健康福祉局】
8	障害者や高齢者等の避難支援において、各特性に応じた支援や配慮すべきことについて、地域住民等への啓発を進め、平常時においても地域の防災訓練への障害者や高齢者等の参加等による地域とのつながりを強化します。また、平常時から利用者のことをよく理解している福祉関係機関や福祉サービス事業者とも連携し、被害の軽減をめざします。
2-4	○福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備【健康福祉局/危機管理室】
9	福祉サービス事業者において、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめ、災害時における利用者の支援と並行して、できるだけ早くサービス提供を再開するため、各事業所の避難確保計画の作成を支援します。 <<避難確保計画策定率>> 97%（令和8（2026）年度）→100%（令和12（2030）年度）
2-4	○自主防災組織の活動促進・支援【区役所/危機管理室/市民人権局/消防局】
再掲	災害時に地域住民が協力して救出、救護、初期消火、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う地区防災計画の策定や防災訓練の実施支援、リーダーとなる人材の育成等、自主防災活動を促進・支援します。 <<地区防災計画策定率>> 72%（令和12（2030）年度）

2-5 大規模な自然災害と感染症との同時発生

2-5	○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室/区役所/健康福祉局】
再掲	指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置づけ、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供等、被災者の心身の健康を守り、避難所生活者環境改善専門部会等を通じて、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。
2-5	○災害用トイレの整備【上下水道局/危機管理室/教育委員会事務局/建設局】
再掲	発災初期の避難所避難者に加え、在宅避難者及び車中泊避難者を含めた避難者総数に対し、50人に1基の割合となるよう、災害用トイレを整備します。

2-6 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-6	○食料・飲料水・生活必需品の備蓄【危機管理室/区役所/上下水道局/教育委員会事務局】
1	計画的に目標数に達するよう、物資の備蓄を進めます。品目については、要配慮者や女性等に配慮します。また、感染症対策に係る物資の備蓄も継続的に実施します。
2-6	○食料・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報【危機管理室/上下水道局】
2	食料や飲料水等の家庭等での1週間分備蓄の重要性を様々な媒体や機会を通じて市民に広報し、家庭等における備蓄を促進します。 <<市民アンケート等の回答（飲料水の備蓄）>> 80.0%
2-6	○食料・生活必需品の供給体制の整備【危機管理室/財政局/区役所/教育委員会事務局】
3	食料・生活必需品等の確保が困難となった住民に対して円滑かつ確実に物資を供給するため、大阪府との連携強化や物資配送拠点の確保、物資の調達、集積、配送方法、避難所まで確実に物資を届けるため、庁内連携等の供給体制の見直し、改善や堺市総合防災センターや物資調達・輸送調整等支援システムを活用するための体制を構築します。
2-6	○送水管、配水幹線管へのあんしん給水栓の維持管理等【上下水道局】
4	災害時に管路が被害を受け給水機能が停止したときに、その復旧までの間比較的被害を受けにくい大口径管路を利用して、市民に生活用・医療用の緊急用水を供給する施設である、あんしん給水栓について、継続的に維持管理を実施します。 <<あんしん給水栓点検>> 4か所/2年
2-6	○飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理【上下水道局/危機管理室】
5	災害時の消火用水及び飲料水の確保を目的とする飲料水兼用耐震性貯水槽について、継続的に維持管理を実施します。 <<局所管の貯水槽の点検回数>> 1回/年

2-6	○水道施設の耐災害性強化【上下水道局】
6	<p>災害時の管路破損等を防止し、給水機能を確保するために、鑄鉄管等の老朽化した水道管路の更新に併せて耐震を実施します。</p> <p>また、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検を実施します。</p> <p>≪全水道管路耐震化率≫ 33.8%（令和 6（2024）年度）→39.2%（令和 12（2030）年度）</p> <p>≪水管橋の点検実施数（橋/年）≫ 170 橋程度/年</p>
2-6	○ライフライン事業者との連携【危機管理室】
7	<p>ライフラインの災害時における被害拡大防止、安定供給及び迅速な応急復旧を行うため、平常時からガス、電気、通信等のライフラインを管理する各事業者と情報交換や連携を図り、災害時に円滑な対応ができる体制を構築します。</p>
2-6	○災害時協力井戸の取組推進【危機管理室】
8	<p>災害による断水に備え、井戸所有者に対し、生活用水として井戸水を周辺住民へ提供する「災害時協力井戸登録制度」への登録を促進します。</p> <p>≪協力井戸数≫ 制度開始（令和 7（2025）年度）→200 基（令和 12（2030）年度）</p>
2-6	○緊急交通路沿道建築物等の耐震化の促進【建築都市局】
9	<p>地震発生時における広域・地域緊急交通路の沿道にある建築物や建築物に付属するブロック塀の倒壊による通行障害を防止し、市民の安全を守るため、建築物の除去を含めた耐震改修等に対する工事費や、ブロック塀の耐震診断、撤去及びフェンス等の設置工事に対する費用の一部を補助し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路確保を促進します。</p>
2-6	○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】
10	<p>災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供等、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から各関連業務における災害時協定の締結や連携・支援内容を協議します。</p>
2-6	○防災協力農地の整備【産業振興局】
11	<p>市の災害対応における防災協力農地の位置づけ及び活用方法を再検討し、整備を進めます。また防災協力農地の役割及び具体的な位置情報の市民に対する積極的な周知を実施します。</p>

2-6	○緊急交通路等の橋りよう耐震強化事業の推進【建設局】
再掲	緊急交通路等における橋りようについて、耐震化を推進します。

2-6	○都市計画道路の整備【建設局/建築都市局】
再掲	ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。

2-6	○道路の新設、改良、拡幅【建設局】
再掲	必要な道路の新設、既設道路の改良（拡幅・歩道設置等）、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保し、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。

2-7 市民の防災意識の欠如による被害拡大

2-7	○防災知識の普及啓発【危機管理室/区役所/健康福祉局】
1	防災訓練や出前講座、区域ごとの行事等の機会を通じて市民に対して災害の知識や日頃の備え、自主防災活動の必要性、要配慮者への支援等の普及啓発を行います。また、要配慮者やその家族等に対しても、高齢者や妊産婦等、それぞれの特性に応じた備え等の啓発を実施します。

2-7	○防災啓発冊子等の活用【危機管理室】
2	災害から自らの命を守るために必要なことをまとめ、災害の予想範囲、避難経路及び避難場所等の情報を記載した区別防災マップを周知し、市民の防災意識の高揚に努めます。また、周知については、民間企業等と連携し、効果的・効率的な周知方法を検討します。

2-7	○学校における防災教育の実施【教育委員会事務局】
3	次世代を担う子どもたちに、将来にわたる高い防災意識の基礎を身に付けてもらうため、避難訓練の実施と併せ、防災教育の充実を図り、自然災害についての基本的知識や、自助・共助について理解し、実践できるよう、防災教育を実施します。

2-7	○住民、事業所への防火意識の普及啓発【消防局】
4	春・秋・歳末火災予防運動を実施し、事業所等への立入検査の強化や消防訓練の指導、地域住民を対象とした防火キャンペーン等を実施します。また、SNS やホームページを活用して、防火意識の普及啓発を実施します。

2-7	○防火・防災管理者の養成・指導育成【消防局】
5	<p>消防法に基づく防火・防災管理者の資格取得についての講習会の実施、周知案内等、防火・防災管理者の養成を行います。</p> <p>(当該講習は外部団体が実施しているため、ホームページや消防機関紙等で市民に案内します。)</p> <p>≪防火管理者選任率≫</p> <p>90.0%以上（令和 8（2026）年度）→93.0%以上（令和 12（2030）年度）</p>
2-7	○堺市総合防災センターの活用【消防局/危機管理室】
6	<p>堺市総合防災センターでの体験、研修、訓練等を通じて、住民の防災に関する知識や技術の普及を図り、防災意識の向上を促進します。</p> <p>≪目標来館者数≫</p> <p>累計 25 万人（令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度）</p>
2-7	○津波ハザードマップによる周知【危機管理室/区役所】
再掲	<p>南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や避難方法、事前準備（避難経路・目標の確認）を分かりやすく市民に伝えるため、津波ハザードマップを作成し、市民に広く周知します。</p> <p>周知の際は民間事業者等と協力する等、効率的・効果的な周知方法を検討します。</p>
2-7	○自主防災組織の活動促進・支援【区役所/危機管理室/市民人権局/消防局】
再掲	<p>災害時に地域住民が協力して救出、救護、初期消火、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う地区防災計画の策定や防災訓練の実施支援、リーダーとなる人材の育成等、自主防災活動を促進・支援します。</p> <p>≪地区防災計画策定率≫</p> <p>72%（令和 12（2030）年度）</p>
2-7	○耐震改修のきめ細かな啓発活動と相談の実施【建築都市局】
再掲	<p>多くの人に耐震改修の必要性を理解してもらうため、チラシの配布や区民祭りへの参加等、キャンペーン活動を継続して実施し、耐震診断は行ったが改修をまだ実施していない人への戸別訪問やお出かけ相談会の開催など、きめ細かく積極的に耐震改修をコーディネートします。</p>
2-7	○食料・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報【危機管理室/上下水道局】
再掲	<p>食料や飲料水等の家庭等での 1 週間分備蓄の重要性を様々な媒体や機会を通じて市民に広報し、家庭等における備蓄を促進します。</p> <p>≪市民アンケート等の回答（飲料水の備蓄）≫</p> <p>80.0%</p>

2-7	○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】
再掲	組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年 1 回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。

2-8 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

2-8	○避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化【上下水道局】
1	<p>堺市上下水道耐震化計画に基づき、指定避難所や災害医療協力病院、市役所本庁舎、区役所、上下水道局庁舎、災害対策センターに至る上下水道管路の耐震化を上下水一体で進めることで、災害時における給水機能と汚水の流下機能を確保します。</p> <p>◀耐震性能を確保した上下水道管路が接続する災害時重要施設数▶ 73 か所（令和 6（2024）年度）→127 か所（令和 12（2030）年度）</p>
2-8	○水道の急所施設の耐震化の推進【上下水道局】
2	<p>災害時における応急給水の確保及び水道システムの中核としての機能確保のため、配水池の耐震補強や送水管の耐震化を実施します。</p> <p>◀配水池の耐震化率▶ 53.8%（令和 6（2024）年度）→71%（令和 12（2030）年度）</p> <p>◀送水管の耐震化率▶ 60%（令和 5（2023）年度）→85%（令和 12（2030）年度）</p>
2-8	○バックアップの確保に向けた連絡管の整備【上下水道局】
3	<p>災害により損傷を受けた場合にも早期に機能を発揮できるよう、大阪広域水道企業団の送水管路との緊急連絡管を整備します。</p> <p>◀緊急連絡管の整備▶ 14 か所（令和 6（2024）年度）→16 か所（令和 12（2030）年度）</p>
2-8	○震災対応に係るマニュアルの見直し【上下水道局】
4	<p>上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧が可能となるよう、震災対応に係るマニュアルの作成・見直しを継続的に行い、水道事業に関する協定を締結している業者とマニュアルに基づく防災訓練を共同で実施します。</p>
2-8	○災害対策センターの利活用【上下水道局/危機管理室】
5	<p>災害時における下水道施設の早期復旧を目的として、全国の自治体からの支援職員の受け入れ体制を整備し、応急復旧時に使用する資機材の充実を図ります。</p> <p>堺市総合防災センターを臨海部で補完する支援拠点として、三宝水再生センター内の災害対策センターを防災拠点として活用します。</p>

2-8	○上下水道施設の耐災害性強化【上下水道局】
6	<p>長期間にわたる水道水の供給停止、下水道の流下不良による排水機能停止等を防止するために、上下水道管路の耐震化を上下水一体で進めることで、災害時における給水機能と下水道の流下機能の確保を図ります。</p> <p>また、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検を実施します。</p> <p>6 《全水道管路耐震化率》 33.8%（令和6（2024）年度）→39.2%（令和12（2030）年度） 《水管橋の点検実施数（橋/年）》 170 橋程度/年 《重要な下水道管きょ耐震対策率》 97.2%（令和 7（2025）年度実績）→98.7%（令和 12（2030）年度目標）</p>

2-8	○下水道施設の最適化【上下水道局】
7	<p>被災時でも施設の機能を確保できるよう、沿岸部にある水再生センターから汚水を送水するための管きょ等の整備や、ポンプ機能を統合した新たな下水ポンプ場の建設等により災害に強い下水道施設の最適化を推進します。</p>

2-8	○ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立【環境局】
8	<p>災害時のごみ・し尿の収集処理体制を事業者等と連携して整備し、協定締結事業者との連絡協議会を実施する等、広域的な相互支援体制を確立します。</p>

2-8	○食料・飲料水・生活必需品の備蓄【危機管理室/区役所/上下水道局/教育委員会事務局】
再掲	<p>計画的に目標数に達するよう、物資の備蓄を進めます。品目については、要配慮者や女性等に配慮します。また、感染症対策に係る物資の備蓄も継続的に実施します。</p>

2-8	○食料・飲料水等の家庭備蓄の重要性の広報【危機管理室/上下水道局】
再掲	<p>食料や飲料水等の家庭等での 1 週間分備蓄の重要性を様々な媒体や機会を通じて市民に広報し、家庭等における備蓄を促進します。</p> <p>6 《市民アンケート等の回答（飲料水の備蓄）》 80.0%</p>

2-8	○損傷の可能性が高い施設の把握【建設局/上下水道局】
再掲	<p>道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設を把握します。</p> <p>≪水管橋の点検実施数（橋/年）≫ 170 橋程度/年</p> <p>≪下水道管さよの計画的調査率≫ 18.9%（令和 6（2024）年度実績）→100%（令和 12（2030）年度目標）</p> <p>≪道路法に基づく定期点検実施数（令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度）≫</p> <p>橋りょう：750 橋程度 トンネル：2 か所 大型カルバート：7 か所 門型標識・道路情報提供装置：70 か所</p>
2-8	○災害用トイレの整備【上下水道局/危機管理室/教育委員会事務局/建設局】
再掲	<p>発災初期の避難所避難者に加え、在宅避難者及び車中泊避難者を含めた避難者総数に対し、50 人に 1 基の割合となるよう、災害用トイレを整備します。</p>

3. サプライチェーン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期に復旧させる

3-1 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

3-1	○事業所による管理化学物質等の災害予防対策の促進【環境局】
1	<p>大阪府化学物質管理制度により、一定規模以上の事業所に義務付けられている「緊急事態に対処するための計画」や「大規模災害に備えたりスク低減対策」等が記載された「化学物質管理計画書」の提出が着実に履行されるよう啓発します。</p> <p>≪「化学物質管理計画書」対象事業者提出率≫</p> <p>100%</p>
3-1	○危険物災害予防対策の推進【消防局】
2	<p>危険物施設を保有する事業所への立入りや講習会、研修会等の機会を捉え、関係者に対し保安教育を行い、自衛消防組織の充実強化を図ります。</p> <p>各種訓練の実施を促進し、消防関係法令の技術基準や規制の遵守について指導します。また、風水害対策の徹底を図るため、風水害対策実施計画の作成を指導します。</p> <p>≪風水害対策実施計画作成率≫</p> <p>89%（令和 8（2026）年度）→100%（令和 12（2030）年度）</p>
3-1	○工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局/消防局】
3	<p>コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所への定期的な立入りを実施し、自主保安や防災体制の充実を促進します。</p>
3-1	○事業所の自主防災体制整備の支援【産業振興局】
4	<p>事業所における従業員等の安全確保、重要業務の継続・早期復旧のための事業継続計画（BCP）の策定を促進します。</p>
3-1	○一定規模以上の危険物を取り扱う建築物の耐震化の促進【建築都市局】
5	<p>危険物を取り扱う建築物について、負担軽減策の継続や関係する部署との連携、民間企業に対する個別での働きかけ等により耐震化を促進します。</p>
3-1	○石油コンビナート防災対策【消防局】
6	<p>事業所への立入りの機会を捉え、大阪府石油コンビナート等防災計画に基づく地震・津波対策の推進を指導します。</p>
3-1	○水門の適正な運転管理【建設局】
再掲	<p>低地浸水を防ぐために大阪港湾局が設置し、本市が運転管理を行う古川水門・豎川水門について、水門の月次点検及び操作訓練を通して高潮や津波発生時等の災害時に迅速に対応することを目的に適正な運転管理を実施します。</p>

3-1	○住民、事業所への防火意識の普及啓発【消防局】
再掲	春・秋・歳末火災予防運動を実施し、事業所等への立入検査の強化や消防訓練の指導、地域住民を対象とした防火キャンペーン等を実施します。また、SNS やホームページを活用して、防火意識の普及啓発を実施します。

3-1	○防火・防災管理者の養成・指導育成【消防局】
再掲	<p>消防法に基づく防火・防災管理者の資格取得についての講習会の実施、周知案内等、防火・防災管理者の養成を行います。</p> <p>(当該講習は外部団体が実施しているため、ホームページや消防機関紙等で市民に案内します。)</p> <p><<防火管理者選任率>></p> <p>90.0%以上（令和 8（2026）年度）→93.0%以上（令和 12（2030）年度）</p>

3-2 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力の低下

3-2	○堺商工会議所や農林漁業関係団体等との協力体制の確立【産業振興局】
1	堺商工会議所や農林漁業関係団体との平常時からの協力体制の確立に努め、災害時には、災害により被害を受けた中小企業や農林漁業者の再建を促進するため、災害融資制度の周知や、融資相談窓口の開設及び事業費の融資が迅速かつ円滑に実施できる体制を整備します。

3-2	○工場や事業所の自主保安や防災体制の充実【産業振興局/消防局】
再掲	コンビナート災害等を防止するため、危険物や高圧ガス等の危険要因を有する工場や事業所への定期的な立入りを実施し、自主保安や防災体制の充実に促進します。

3-2	○事業所の自主防災体制整備の支援【産業振興局】
再掲	事業所における従業員等の安全確保、重要業務の継続・早期復旧のための事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

3-2	○福祉サービス事業所の事業継続計画（BCP）に基づく防災体制整備【健康福祉局/危機管理室】
再掲	<p>福祉サービス事業者において、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめ、災害時における利用者の支援と並行して、できるだけ早くサービス提供を再開するため、各事業所の避難確保計画の作成を支援します。</p> <p><<避難確保計画策定率>></p> <p>97%（令和 8（2026）年度）→100%（令和 12（2030）年度）</p>

3-2	○緊急交通路等の橋りょう耐震強化事業の推進【建設局】
再掲	緊急交通路等における橋りょうについて、耐震化を推進します。

3-2	○都市計画道路の整備【建設局/建築都市局】
再掲	ミッシングリンクを解消し、道路ネットワークの形成を推進します。また、災害時における、迅速な救助や救援活動を実施するための緊急交通路としての機能や、地震による火災が発生した場合に延焼の拡大を抑制する延焼遮断帯としての機能を確保するため、都市計画道路の整備を推進します。

3-2	○道路の新設、改良、拡幅【建設局】
再掲	必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保し、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。

3-2	○管理橋りょう等道路施設の適切な維持管理・補修の継続【建設局】
再掲	橋りょう等の道路施設については、個別施設計画に基づき、定期点検及び点検結果に基づく措置を計画的に実施することで、道路施設を適切に維持管理します。 <<80 橋補修率>> 0%（令和 8（2026）年度）→100%（令和 12（2030）年度）

3-2	○損傷の可能性が高い施設の把握【建設局/上下水道局】
再掲	道路施設、上下水道施設等において、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検により、あらかじめ損傷の可能性が高い施設を把握します。 <<水管橋の点検実施数（橋/年）>> 170 橋程度/年 <<下水道管きよの計画的調査率>> 18.9%（令和 6（2024）年度実績）→100%（令和 12（2030）年度目標） <<道路法に基づく定期点検実施数（令和 8（2026）年度→令和 12（2030）年度）>> 橋りょう：750 橋程度 トンネル：2 か所 大型カルバート：7 か所 門型標識・道路情報提供装置：70 か所

3-2	○地域緊急交通路の選定と周知【危機管理室/建設局】
再掲	広域緊急交通路と市庁舎、災害拠点病院、広域避難地等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、市民への周知を実施します。

3-2	○緊急交通路沿道建築物等の耐震化の促進【建築都市局】
再掲	地震発生時における広域・地域緊急交通路の沿道にある建築物や建築物に付属するブロック塀の倒壊による通行障害を防止し、市民の安全を守るため、建築物の除去を含めた耐震改修等に対する工事費や、ブロック塀の耐震診断、撤去及びフェンス等の設置工事に対する費用の一部を補助し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路確保を促進します。

3-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う物流・人流への甚大な影響

3-3	○下水道施設の改築更新・修繕及び耐震化の実施【上下水道局】
1	<p>下水道施設の老朽化や地震による管きよの損傷に伴う道路陥没及び排水機能の停止等を防止するため、布設後 40 年を経過した下水道管きよを調査し、老朽管については、改築更新や修繕を実施します。併せて管きよの耐震化も実施します。また、水再生センターや下水ポンプ場においても、設備の健全度を維持するため、設備の更新や耐震化を実施します。</p> <p>＜下水道管きよの計画的調査率＞</p> <p>18.9%（令和 6（2024）年度実績）→100%（令和 12（2030）年度目標）</p> <p>＜目標耐用年数に満たない設備の割合＞</p> <p>70%程度維持</p> <p>＜重要な下水道管きよ耐震対策率＞</p> <p>97.2%（令和 6（2024）年度実績）→98.7%（令和 12（2030）年度目標）</p> <p>＜下水道の重点路線における健全性の確保率＞</p> <p>100%（令和 12（2030）年度目標）</p>

3-3	○道路の新設、改良、拡幅【建設局】
再掲	必要な道路の新設、既設道路の改良(拡幅・歩道設置等)、道路のバリアフリー化の整備を計画的に行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保し、全ての人や自転車、車が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進します。また、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止するため、無電柱化を同時に推進します。

3-3	○連続立体交差事業の推進【建設局】
再掲	市街地を分断している鉄道を高架化し、避難路等における踏切を除却することで、津波発生時及び火災発生時の避難機能を強化します。また、都市計画道路をあわせて整備することで、延焼遮断機能の強化や災害時の人命救助・物資輸送のための緊急車両の円滑な通行を確保します。

3-3	○管理橋りょう等道路施設の適切な維持管理・補修の継続【建設局】
再掲	<p>橋りょう等の道路施設については、個別施設計画に基づき、定期点検及び点検結果に基づく措置を計画的に実施することで、道路施設を適切に維持管理します。</p> <p>＜80 橋補修率＞</p> <p>0%（令和 8（2026）年度）→100%（令和 12（2030）年度）</p>

3-3	○緊急交通路等の橋りょう耐震強化学業の推進【建設局】
再掲	緊急交通路等における橋りょうについて、耐震化を推進します。

3-3	○緊急交通路沿道建築物等の耐震化の促進【建築都市局】
再掲	地震発生時における広域・地域緊急交通路の沿道にある建築物や建築物に付属するブロック塀の倒壊による通行障害を防止し、市民の安全を守るため、建築物の除去を含めた耐震改修等に対する工事費や、ブロック塀の耐震診断、撤去及びフェンス等の設置工事に対する費用の一部を補助し、地震時の道路等の通行の安全、迅速な避難のための経路確保を促進します。

3-3	○地域緊急交通路の選定と周知【危機管理室/建設局】
再掲	広域緊急交通路と市庁舎、災害拠点病院、広域避難地等の防災拠点を連結する道路を地域緊急交通路として指定し、市民への周知を実施します。

3-3	○上下水道施設の耐災害性強化【上下水道局】
再掲	<p>長期間にわたる水道水の供給停止、下水道の流下不良による排水機能停止等を防止するために、上下水道管路の耐震化を上下水一体で進めることで、災害時における給水機能と下水道の流下機能の確保を図ります。</p> <p>また、災害時における被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を目的として、平常時のパトロールや定期的な点検を実施します。</p> <p>再掲 ≪全水道管路耐震化率≫ 33.8%（令和 6（2024）年度）→39.2%（令和 12（2030）年度）</p> <p>≪水管橋の点検実施数（橋/年）≫ 170 橋程度/年</p> <p>≪重要な下水道管まよ耐震対策率≫ 97.2%（令和 6（2024）年度実績）→98.7%（令和 12（2030）年度目標）</p>

4. 必要不可欠な行政機能を確保する

4-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4-1	○市役所本庁舎、区役所、学校等の機能、設備の充実【総務局/危機管理室/区役所/消防局/教育委員会事務局】
1	災害時に防災拠点施設となる市役所本庁舎、各区役所、学校等の機能を強化するため、通信回線が途絶えた場合に備えた衛星電話や衛星通信機器等の災害時の業務執行に要する機器類・備品等の整備や、当該室が損壊した場合の代替施設を選定するなどのバックアップ対策等に努めます。また、各施設の新増改築・改修時には、災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレーション、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型のエネルギー供給システムの構築を検討します。また、老朽化対策としての長寿命化改修や避難所環境の向上に向けた空調整備、トイレの洋式化を推進します。
4-1	○非常用電源設備の機能強化【総務局/区役所/上下水道局/消防局】
2	災害対応の中核を担う市役所本庁舎、区役所、上下水道局庁舎、消防本部等は、非常用電源設備の増強や代替手法の検討を通じて、機能の維持・強化を推進します。 <<現行の非常用電源持続時間の確保率>> 100%
4-1	○物資供給マニュアル（燃料編）に基づく非常用発電設備等の燃料調達の推進【危機管理室】
3	電源設備の増強、備蓄量の拡充を全庁的に推進するには、導入及び維持管理に多大なコストを要するため、業界団体等との燃料調達に関する協定締結等を通じて、物資供給マニュアル（燃料編）の実効性を確保します。
4-1	○堺市地域防災計画に定める避難所や本庁舎及び区役所の応急対策体制の整備【建築都市局】
4	特別警報の発表や震度 6 弱以上等の災害発生後直ちに、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき（一社）堺建栄会及び（一社）堺建設業協会の協力を得て、避難所及び防災拠点施設への点検及び応急対応を実施できる体制を整備します。

4-1	○初動体制の確保【危機管理室】
5	勤務時間外の発災に備え、初動体制確立までの緊急初動措置を的確に行うために、危機管理当直制度や危機管理対策職員宿舎制度、職員招集システムの充実及び適切な運用を推進します。
4-1	○災害対応体制の充実【危機管理室/各局】
6	災害対策本部や区災害対策本部、各局対策部が初動から連携し、円滑に運営できるよう、運営マニュアルの実効性検証や部局間が連携した訓練等を実施することにより、機能強化を推進します。
4-1	○非常時優先業務の業務継続【危機管理室/各局】
7	災害時の行政機能が低下した状況下においても、業務継続計画に基づいて市が実施すべき重要業務を優先的に継続して行うことにより、市民生活等への影響を最小限に抑えます。業務継続計画は、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に見直します。
4-1	○防災関連システムの活用【危機管理室】
8	各種防災情報の収集、伝達、管理を効果的かつ効率的に行うため、職員を対象とした訓練等を通じて防災関連システムの操作・運用に習熟し、必要に応じてシステムを更新します。
4-1	○職員用備蓄食料等の確保【総務局/上下水道局】
9	災害対策本部等の機能確保と適切な災害応急活動の実施に備えるため、大規模災害時の職員用の備蓄食料等を確保します。 <<3日分の職員用備蓄食料の維持>>
4-1	○自治体等からの受援体制の構築【危機管理室】
10	大規模災害時に他の自治体や団体、民間事業者等から支援を要する業務や受入れ場所等の受援内容をあらかじめ定めた「堺市受援計画」に基づき、国や他都市等からの人的支援を円滑に受入れることで、職員の被災や災害対応業務が増大する状況においても行政機能を維持・継続します。
4-1	○職員の防災教育の実施【危機管理室】
11	全職員参加型の図上訓練や実働訓練（避難所運営等）を定期的実施します。また、全ての職場において防災知識や意識向上に係る研修を必須で実施します。

4-1	○防災拠点間の情報共有体制の整備【危機管理室】
再掲	災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるよう、各避難所の避難者数を迅速・正確に把握し、避難所の混雑状況等を分かりやすく発信できる通信機器やシステムの整備及び運用の強化を推進します。

4-1	○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】
再掲	組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年 1 回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。

4-2 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺

4-2	○他政令市、関西広域連合における支援関係の構築【危機管理室】
1	政令市等の災害時相互応援協定を締結している自治体や、関西広域連合における合同訓練の実施、各種防災対策に関する情報共有等、平常時の連携を深めることで、災害時に円滑な支援・受援を実施できる体制を構築します。

4-2	○災害がれきの広域的な相互支援体制確立【環境局】
2	災害により大量に発生した災害がれきを円滑に処理するため、府や近隣自治体と連携して、広域的な相互支援体制を確立します。

4-2	○堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点との連携【危機管理室/建築都市局】
3	大規模地震時等の被害が甚大かつ広域に発生した時に、府県を越えて機能する物資中継基地や広域支援部隊等の拠点となる近畿地方整備局の堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点との連携を促進します。

4-2	○災害ボランティアとの連携【健康福祉局】
4	災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。

4-2	○南大阪地域の市町村との相互応援体制の強化【危機管理室】
5	南大阪地域の中核的都市として、平常時から泉州地域や南河内地域の市町村との情報交換や相互応援訓練等を実施し、相互応援体制を強化します。

4-2	○自治体等からの受援体制の構築【危機管理室】
再掲	大規模災害時に他の自治体や団体、民間事業者等から支援を要する業務や受入れ場所等の受援内容をあらかじめ定めた「堺市受援計画」に基づき、国や他都市等からの人的支援を円滑に受入れることで、職員の被災や災害対応業務が増大する状況においても行政機能を維持・継続します。
4-2	○災害対策センターの利活用【上下水道局/危機管理室】
再掲	災害時における下水道施設の早期復旧を目的として、全国の自治体からの支援職員の受け入れ体制を整備し、応急復旧時に使用する資機材の充実を図ります。 堺市総合防災センターを臨海部で補完する支援拠点として、三宝水再生センター内の災害対策センターを防災拠点として活用します。
4-2	○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】
再掲	災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供等、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から各関連業務における災害時協定の締結や連携・支援内容を協議します。
4-2	○消防協力事業所制度の普及推進【消防局】
再掲	大規模災害等発生時の消防活動に、各事業所の判断により協力していただける「消防協力事業所制度」に登録していただくため、管内事業所に対する広報活動を行います。また、登録済の消防協力事業所に対し、防災知識及び技術の向上を図るため、定期的な研修会を実施します。
4-2	○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】
再掲	組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年1回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。
4-2	○福祉関係機関や福祉サービス事業者との連携【健康福祉局】
再掲	障害者や高齢者等の避難支援において、各特性に応じた支援や配慮すべきことについて、地域住民等への啓発を進め、平常時においても地域の防災訓練への障害者や高齢者等の参加等による地域とのつながりを強化します。また、平常時から利用者のことをよく理解している福祉関係機関や福祉サービス事業者とも連携し、被害の軽減をめざします。

4-2	○災害時医療体制の整備【健康福祉局】
再掲	<p>医療従事者、医療機材、医薬品の確保など救急救護体制を整備します。</p> <p>行政、消防、医療関係機関と協力し、災害初動時における救護班・救護所の設置、トリアージ、応援の受入れ、広域搬送等の医療救護活動に関する標準的な事項を示す災害時医療救護活動ガイドラインにより災害時の活動体制を整備します。</p> <p>≪研修・訓練参加率≫</p> <p>100%</p>

4-3 被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化

4-3	○住民による自主的な防犯活動を支援【市民人権局】
1	<p>治安の維持に向けた住民同士の助け合いや自治会等による自主的な見回り活動等が行われる可能性を考慮し、平常時のみならず緊急時においても、地域住民による防犯活動等が実施できるよう、継続的に支援します。</p>

4-3	○総合防災訓練の継続的な実施【危機管理室】
再掲	<p>組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等を行う職員及び関係機関による総合的訓練を年 1 回継続的に実施します。訓練の成果・検証を次回訓練に反映し、防災体制、訓練手法等を毎年改善します。</p>

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

5-1	○避難地案内表示板等の設置【危機管理室】
1	緊急時に広域避難地や避難所等へスムーズな避難ができるよう、案内表示板等の設置を推進します。
5-1	○ホームページや SNS 等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備【市長公室】
2	災害の状況、被災者に対する生活情報や応急活動の実施状況等の災害関連情報を市ホームページ等により迅速に発信し、報道機関にも定期的に発表できるよう体制を整備します。
5-1	○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用【危機管理室】
再掲	大津波警報や弾道ミサイル情報等の緊急情報を迅速かつ的確に受信し、市民等へ伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による同報系システムの自動連携装置等を適切に運用管理します。
5-1	○多様な情報伝達手段の充実【危機管理室】
再掲	災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報メールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、大阪防災アプリ、堺市 SNS、災害情報 FAX 等、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を実施します。
5-1	○外国人への支援体制等の整備【文化観光局/危機管理室】
再掲	災害時多言語支援センター設置訓練や災害時ボランティア通訳の育成、市ホームページや SNS 等での防災情報の提供等、災害時に備えた外国人支援体制を整備します。あわせて、外国人市民の防災訓練への参加支援や多言語による防災情報の提供等、外国人市民への啓発活動を行います。また、外国人旅行者への避難情報伝達や帰国支援対策を検討します。

5-1	○防災拠点間の情報共有体制の整備【危機管理室】
再掲	災害対策本部や区災害対策本部、指定避難所等の防災拠点間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が円滑に行えるよう、各避難所の避難者数を迅速・正確に把握し、避難所の混雑状況等を分かりやすく発信できる通信機器やシステムの整備及び運用の強化を推進します。

5-1	○ライフライン事業者との連携【危機管理室】
再掲	ライフラインの災害時における被害拡大防止、安定供給及び迅速な応急復旧を行うため、平常時からガス、電気、通信等のライフラインを管理する各事業者と情報交換や連携を図り、災害時に円滑な対応ができる体制を構築します。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

5-2	○食料・生活必需品の供給体制の整備【危機管理室/財政局/区役所/教育委員会】
再掲	食料・生活必需品等の確保が困難となった住民に対して円滑かつ確実に物資を供給するため、大阪府との連携強化や物資配送拠点の確保、物資の調達、集積、配送方法、避難所まで確実に物資を届けるため、庁内連携等の供給体制の見直し、改善や堺市総合防災センターや物資調達・輸送調整等支援システムを活用するための体制を構築します。

5-2	○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】
再掲	災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供等、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から各関連業務における災害時協定の締結や連携・支援内容を協議します。

5-2	○ライフライン事業者との連携【危機管理室】
再掲	ライフラインの災害時における被害拡大防止、安定供給及び迅速な応急復旧を行うため、平常時からガス、電気、通信等のライフラインを管理する各事業者と情報交換や連携を図り、災害時に円滑な対応ができる体制を構築します。

6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

6-1	○被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録【建築都市局】
1	大阪府が主催する危険度判定講習会の受講を広く呼び掛け、被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録を推進します。また、本市職員による判定コーディネーター等判定士を束ねる資格取得を推進します。

6-1	○罹災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】
2	災害対策本部や区災害対策本部等が収集する被害情報を取得し被害状況を把握し、内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に大阪府等が行う罹災証明を発行するための研修に積極的に参加し、災害調査において核となる人材育成を推進します。

6-1	○応急仮設住宅の建設候補地の選定【建築都市局】
3	災害時の応急仮設住宅建設計画の迅速な策定を実施するため、堺市が管理する一定規模以上の公園や運動場等で大きな造成を行うことなく仮設住宅の建設が可能な土地を選定し、当該土地に建設可能な戸数をあらかじめ推計します。

6-1	○住宅の確保と供給【建築都市局】
4	倒壊や焼失等により、住宅を失った市民に対して、公営住宅、民間の住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家を活用した住宅の供給が実施できるよう、あらかじめ民間事業者や、住宅供給公社・都市再生機構等との協力体制を確立します。

6-1	○市営住宅の建替事業の推進とオープンスペース等の一体的整備【建築都市局】
再掲	老朽化が進み住戸規模等の住環境の水準の低い市営住宅を建替えることにより、耐震化を推進し、オープンスペース等との一体的整備に努めることで、良好な住宅ストックを形成します。

6-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延

6-2	○復興本部の設置や復興計画の策定等に係る体制や手順の確立【危機管理室】
1	被災者の生活再建支援や安全性に配慮した地域振興等を図るため、復興本部の設置や復興の基本方針及び復興計画の策定に係る体制や手順の確立を進め、速やかな復興再建を推進します。

6-2	○迅速かつ円滑な都市復興に向けた事前準備（都市復興行動マニュアルの検討）【建築都市局】
2	大規模地震による被害が発生した場合には、二次的な被害の発生を抑え、応急復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、都市復興行動マニュアルの検討等の都市復興に向けた事前準備の取組を推進します。

6-2	○被災者支援体制の構築【危機管理室】
3	被災した市民が各種支援制度を活用し、1日も早い生活再建が行えるよう、対象被災者の把握や被災者台帳を整備することが可能となる「被災者生活再建支援システム」を導入したことから、発災時に備えて平常時から運用方法の手順を確認するなど、速やかな支援につながる被災者支援体制を構築します。

6-2	○相談窓口等の体制整備【危機管理室/市長公室/区役所/市民人権局】
4	迅速な市民生活の再建に向けて、生活相談や各種問合せ、要望、意見等に対して適切に対応できる体制を整備します。また、弁護士等の専門家による相談窓口の整備も推進します。

6-2	○こころの健康に関する相談を実施する体制の整備【健康福祉局/子ども青少年局/教育委員会事務局】
5	環境の激変による精神疾患患者の発生や通院患者の医療中断状況を踏まえて、必要に応じた精神科医師等による避難所等巡回体制の整備に努めます。また、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、生活の激変によるメンタルヘルス不調に対応するため、様々な方のこころの健康に関する相談体制を整備します。

6-2	○災害ボランティアとの連携【健康福祉局】
再掲	災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。

6-2	○罹災証明書発行のための被害状況把握と調査体制の迅速な整備【財政局】
再掲	災害対策本部や区災害対策本部等が収集する被害情報を取得し被害状況を把握し、内閣府（防災担当）が示す「災害に係る住家の被害認定基準」等を基に大阪府等が行う罹災証明を発行するための研修に積極的に参加し、災害調査において核となる人材育成を推進します。

6-3 長期間にわたり学校等が再開されない事態

6-3	○学校園施設等の老朽化対策の推進【教育委員会事務局】
1	耐震化が完了している学校園施設・指定避難所において、学校再開と災害時に避難所として長期間使用するため、劣化した躯体の改修、外壁・屋上・設備配管等の劣化改修、空調設備やトイレの機能的改修等を推進します。

6-3	○良好な生活環境を確保した避難所運営体制等の構築【危機管理室/区役所/健康福祉局】
再掲	指定避難所を情報・物資・健康・医療等の地域の支援拠点と位置づけ、自助・共助・公助の役割に応じて女性や要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、在宅避難者・車中泊者等の把握、保健師等の派遣、福祉サービスの提供等、被災者の心身の健康を守り、避難所生活者環境改善専門部会等を通じて、良好な生活環境を確保した避難所運営体制等を構築します。

6-3	○多くの人が利用する建築物等の耐震化の促進【建築都市局】
再掲	救急告示病院や地域の防災活動拠点施設、幼稚園等の避難困難者利用建築物等の多くの人が利用する建築物について、耐震改修費用の負担軽減のため、補助等を実施しており、今後も関係する部署との連携、個別的働きかけ等により耐震化を促進します。

6-4 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

6-4	○災害廃棄物処理体制の構築【環境局】
1	発災時に迅速かつ適正な災害廃棄物処理を行うため、災害廃棄物処理担当者研修を実施する等、堺市災害廃棄物処理計画の実効性を確保する取組を推進します。

6-4	○災害廃棄物の仮置場の確保【環境局/危機管理室】
2	災害廃棄物の仮置場について、公有地のオープンスペースを中心に候補地の選定及び確保を進めます。

6-4	○一般廃棄物処理施設の整備【環境局】
3	災害廃棄物を安全かつ安定的に処理が行えるよう、発災時においても処理が行える一般廃棄物処理施設を整備します。

6-4	○災害がれきの広域的な相互支援体制確立【環境局】
再掲	災害により大量に発生した災害がれきを円滑に処理するため、府や近隣自治体と連携して、広域的な相互支援体制を確立します。

6-4	○ごみ・し尿の広域的な相互支援体制確立【環境局】
再掲	災害時のごみ・し尿の収集処理体制を事業者等と連携して整備し、協定締結事業者との連絡協議会を実施する等、広域的な相互支援体制を確立します。

6-4	○災害ボランティアとの連携【健康福祉局】
再掲	災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。

6-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

6-5	○ホームページや SNS 等による情報発信や報道機関への情報提供等の体制整備【市長公室】
再掲	災害の状況、被災者に対する生活情報や応急活動の実施状況等の災害関連情報を市ホームページ等により迅速に発信し、報道機関にも定期的に発表できるよう体制を整備します。

6-5	○多様な情報伝達手段の充実【危機管理室】
再掲	災害発生時に必要な情報を市民に広く届けられるよう、テレビやラジオだけでなく緊急速報メールや防災情報メール、防災スピーカー、ホームページ、大阪防災アプリ、堺市 SNS、災害情報 FAX 等、多様な情報伝達手段を用いた情報発信を実施します。

6-6 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

6-6	○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】
再掲	災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供等、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から各関連業務における災害時協定の締結や連携・支援内容を協議します。

6-6	○災害ボランティアとの連携【健康福祉局】
再掲	災害ボランティアの受入れ・派遣等を行う災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を行うため、社会福祉協議会やボランティア連絡会等と連携し、体制を構築します。また、社会福祉協議会における災害ボランティアの登録を促進します。

6-6	○被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録【建築都市局】
再掲	大阪府が主催する危険度判定講習会の受講を広く呼び掛け、被災建築物・宅地危険度判定士の養成、登録を推進します。また、本市職員による判定コーディネーター等判定士を束ねる資格取得を推進し、訓練を実施します。

6-7 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

6-7	○復興本部の設置や復興計画の策定等に係る体制や手順の確立【危機管理室】
再掲	被災者の生活再建支援や安全性に配慮した地域振興等を図るため、復興本部の設置や復興の基本方針及び復興計画の策定に係る体制や手順の確立を進め、速やかな復興再建を推進します。

6-7	○迅速かつ円滑な都市復興に向けた事前準備（都市復興行動マニュアルの検討）【建築都市局】
再掲	大規模地震による被害が発生した場合には、二次的な被害の発生を抑え、応急復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、都市復興に向けた事前準備の取組を推進します。

6-8 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

6-8	○建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進【文化観光局】
1	文化財を災害から保護するため、所有者や国、大阪府と連携して、防災設備等を整備します。

6-8	○文化財の防災に関する方針に基づく予防体制の確立【文化観光局】
2	文化財を災害から保護するため、市民、文化財の所有者や管理者等の防災意識の普及と啓発を行い、予防体制を確立します。

6-8	○自主防災組織の活動促進・支援【区役所/危機管理室/市民人権局/消防局】
再掲	災害時に地域住民が協力して救出、救護、初期消火、避難所運営等ができるよう、自主防災組織等が行う地区防災計画の策定や防災訓練の実施支援、リーダーとなる人材の育成等、自主防災活動を促進・支援します。 <<地区防災計画策定率>> 72%（令和12（2030）年度）

6-8	○防災関係機関や民間事業者等との連携推進【危機管理室/各局】
再掲	災害対応においては、応急復旧や物資調達、輸送、施設提供等、自治体や防災関係機関、民間事業者等との連携・支援が必要不可欠のため、平常時から各関連業務における災害時協定の締結や連携・支援内容を協議します。

第5章 計画の推進と見直し

1. 計画の推進体制

国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にするための事前対策であり、広範な部局の所掌にまかされます。

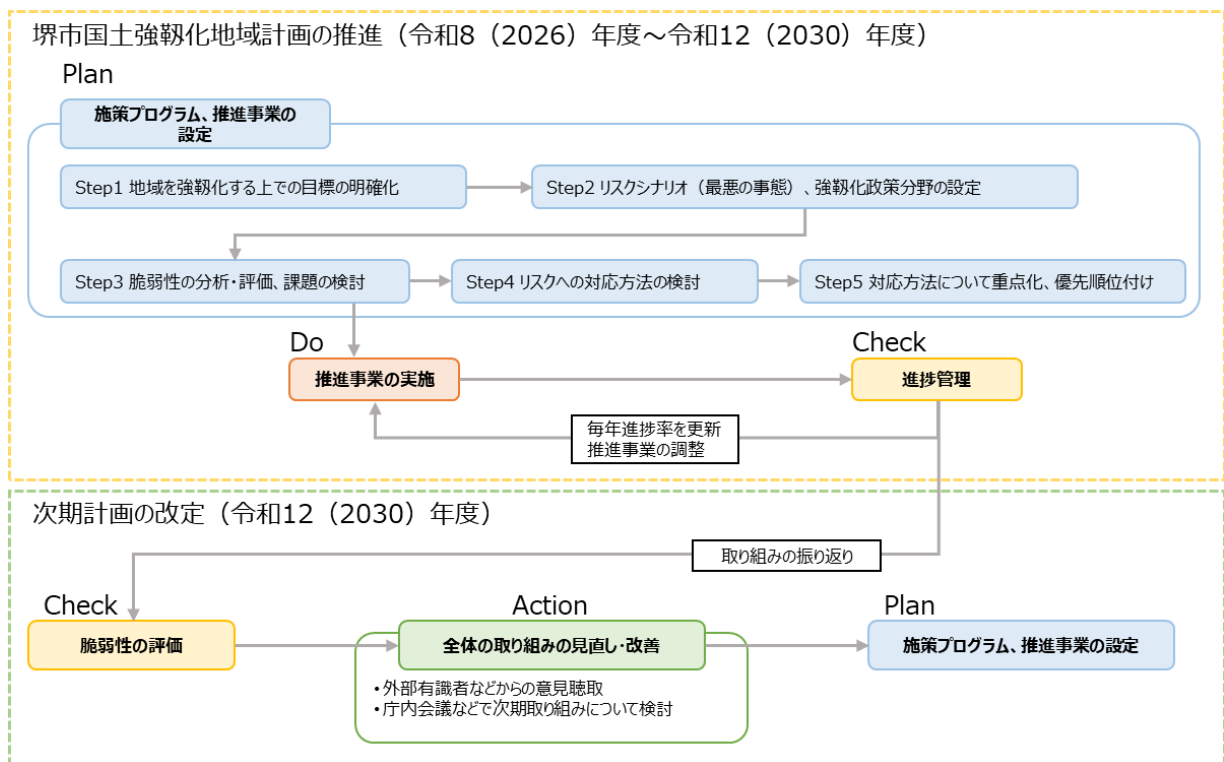
したがって、本計画の推進に当たっては、「堺市防災対策推進本部会議」を中核とした部局横断的な体制において調整を図りながら取組を推進しています。

また、本市の部局だけでなく、国や大阪府、政令指定都市、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等、広範な分野の関係者と連携・協力しながら取組を進めます。

2. 計画の進捗管理

本計画を総合的、計画的に進めるため、具体的な取組の進捗状況等を毎年度、把握・検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを継続的に実施し、取組を推進します。堺市の強靱化を着実に推進するため、推進事業の進捗状況を客観的に把握する事業指標を設定し、事業指標等を参考にしながら事業の状況を整理し、各年の進捗管理を行います。

計画期間終了年には、これまでの取組を振り返り、社会情勢の変化等により表面化した課題なども踏まえ、次回の計画改定に向けた脆弱性評価を実施します。脆弱性の評価を踏まえ、外部有識者等からの意見聴取や庁内会議の開催等を通し、施策検討を進めます。



3. 計画の見直し

本計画については、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間としていますが、社会情勢の変化や基本法の改正、本市に多大な影響を及ぼす災害想定を追加・変更、具体的な取組の進捗状況等を勘案し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の策定・改定履歴

- 計画策定 平成29（2017）年2月
- 第1回改定 令和4（2022）年3月
- 第2回改定 令和8（2026）年3月

5. 市の他計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る市の他の計画等の指針となるべきものです。本市における地域防災計画や国土利用計画等、国土強靱化に関する他の個別計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本として必要に応じて修正等を行います。

用語の説明

用語	説明
あ 上町断層帯	大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る全体長さが約42kmの活断層帯のこと。今後30年の間に地震が発生する可能性は、日本の主な活断層の中では高いグループに属する。
液状化	地震動により砂地盤が液体状のような状態になり、地下水及び砂が地表へ噴出、地中の埋設物の浮上、建物の沈下などの被害が生じる。
延焼遮断帯	大地震の発生時などにおいて、市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。主に道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。
応急危険度判定	大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としている。判定結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類のステッカーで建築物の見やすい場所に表示される。罹災証明のための被害調査とは異なる。
大型カルバート	道路や鉄軌道のアンダーパス部に設置された、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模の大型函型躯体の道路施設。
か 街区公園	主として街区内（誘致距離250m）に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積0.25haを標準として配置。
感震ブレーカー	地震による大きな揺れを感じた際に、自宅内の電気を自動的に遮断する装置。電気機器や電気ストーブ等からの出火や電気配線のショート、停電が復旧した際に起こる通電火災を含めた電気関連の火災を防いでくれる役割を担っている。
帰宅困難者	大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいい場合において、徒歩で帰宅することが困難な者。
救急告示病院	救急医療を要する傷病者に対して迅速に適切な医療を行う医療機関として都道府県から認定を受けた医療機関のこと。
緊急交通路	災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止や制限を行うことができる道路のこと。広域の防災拠点を連絡する広域緊急交通路と堺市域の防災拠点と広域緊急交通路を連絡する地域緊急交通路がある。

用語	説明
区別防災マップ	区ごとに洪水や津波など災害ごとに想定される影響範囲や避難場所、災害発生時のとるべき行動、事前の備えなどの情報を掲載したマップ。
広域避難地	大規模な火災が発生した場合に生命や身体の安全を確保するため、一時的に避難する場所のこと。堺市では、大仙公園や浜寺公園、大泉緑地等の公園とその周辺など16か所を指定。
国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針。脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める。平成26（2014）年6月閣議決定。
コージェネレーション	ガスなどを燃料として電力を生み出すとともに、その際の排熱をも同時に回収し、給湯や冷暖房などに利用するシステム・設備の総称。
さ 災害拠点病院	災害時の重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ病院のこと。堺市域では、市立総合医療センター、学校法人近畿大学 近畿大学病院が指定されている。
災害時多言語支援センター	災害時に外国人住民に対して情報提供等の支援を行うために設置される。
災害廃棄物	地震や津波等の災害によって発生する廃棄物（災害がれき）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（災害ごみ・し尿）。
堺市基本計画	目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉え、将来にわたって持続可能な都市経営を推進することを目的に、今後本市が取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画。
堺市業務継続計画	大規模地震発生時に行政機能が低下した状況下でも、継続的に実施する必要がある災害対策業務や重要性の高い通常業務を特定し、業務継続に必要な資源の確保・配分や手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じ、適切な業務執行を行うための計画。
堺市地震防災アクションプラン	大規模地震による想定被害を半減させるために、平成22（2010）年9月に今後10年間に実施すべき施策等を体系的に取りまとめたプラン。
堺市地域防災計画	災害対策基本法第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、堺市防災会議が策定する計画のこと。堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して市民や事業者等の協力の下、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

用語	説明
サプライチェーン	製品やサービスが原料の段階から物流、販売等を経て消費者の手に届くまでの全てのつながり。
市街地再開発事業	駅前などの地区で、防災などの都市機能を高め、地区にふさわしい高度な土地利用を図るため、不燃化した共同建物に建替える事業。あわせて、道路や駅前広場などの公共施設を整備することもある。
指定避難所	家屋の倒壊や浸水被害などにより居住不可能な場合に一定期間避難生活を行う施設のこと。堺市では、市立小中学校など162か所を指定。
住宅市街地総合整備事業〔密集住宅市街地整備型〕	老朽化した木造住宅が密集し、公共施設が著しく不足する住宅市街地において、住環境の改善と防災性の向上を図るため、老朽住宅の建替えの促進、道路や公園等の公共施設整備などを総合的に行う事業。堺市では新湊地区（旧湊地区、旧湊西地区）で事業実施。
消防協力事業所制度	大規模災害が発生した場合に、事業所各自の判断により地域貢献活動として自主的に消火及び人命救助などの消防活動を行っていただける事業所と覚書を締結。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報が国から人工衛星を用いて市町村に送信され、防災行政無線（同報系）等と連携して住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
た 大規模盛土造成地	斜面沿いや谷・沢を大規模に埋めた盛土造成地のこと。阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災などでは、大規模に谷を埋められた造成宅地で滑動崩落等による甚大な被害が発生した。
地域緊急交通路	広域緊急交通路と本庁や区役所、災害拠点病院等の堺市域の防災拠点を連絡する道路。
津波率先避難等協力事業所登録制度	津波避難対象地域等に所在する事業所が発災時に津波に関する正確な情報入手と的確で迅速な避難行動を率先して行い、周辺住民や避難経路沿道の市民へ避難行動を呼び掛けることにより、より多くの市民の早期避難行動につなげる制度。
津波避難ビル	津波発生時に標高の高い所へ逃げるのが困難な場合などに、生命や身体の安全を確保するため、一時的に避難する建物のこと。
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関して、基本理念等を定め、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律。平成25（2013）年12月公布、施行。
道路啓開	緊急車両等の通行のために、道路上のがれきや放置車両等を撤去する作業。

用語	説明
都市計画道路	都市計画法に基づき計画されている道路のこと。堺市域内で96路線、約276kmが都市計画決定されている。
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると都道府県が指定する区域のことで、土砂災害警戒区域と土砂災害特別計画区域があり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的とした事業で、土地所有者が道路、公園などの公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供し、宅地の形を整えて換地するもの。
トリアージ	災害医療の現場において、限られた医療スタッフや資器材、医薬品等を最大限活用するため、負傷者の重傷度に応じて治療の優先順位を決定すること。
な 南海トラフ巨大地震	南海トラフ沿いで発生する科学的に想定し得る最大規模の地震のこと。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に極めて広い範囲に甚大な人的・物的被害をもたらすことが想定されている。
は 配水池	水の需要量に応じて適切に配水するため、大阪広域水道企業団から受水した水を一時貯える池。
PL値（液状化指数）	地点における液状化の発生と程度を評価する指標。PL値が15以上の場所では液状化が発生する可能性が高いと想定され、PL値が大きいほど液状化発生の可能性が高く、程度も大きくなる。
BCP（事業継続計画）	災害等が発生した場合において、企業等が重要業務の継続や早期復旧を可能とするため方法、手段などを取り決めておく計画。
BCM（事業継続マネジメント）	組織がリスクを管理し、重要な業務機能を継続するための戦略的かつ体系的なプロセスで、BCP（事業継続計画）の策定から導入・運用・見直しの継続的改善を含む、包括的・統合的な事業継続のためのマネジメントのこと。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑・迅速に避難するために特に支援を必要とする者。
福祉避難所	高齢者、障害者など、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度で、避難所生活において何らかの特別な配慮を要すると判断された対象者が一定期間避難生活を行う施設のこと。
輻輳（ふくそう）	大規模災害時に安否の確認などにより被災地域に電話が殺到し、電話が掛かりにくくなること。
防災協力農地登録制度	大規模災害が発生したときに、農家の方に登録いただいた農地を避難空間や災害復旧用資材置場などに活用する制度。

用語	説明
ま マンホールトイレ	災害時に断水等でトイレが使用できなくなった場合に、マンホールのふたを外し、テントや便座等を組み立てて使用する非常用トイレのこと。堺市では、指定避難所となる市立小学校や公園等に設置している。
ミッシングリンク	道路網やネットワークにおいて、未整備で途切れている区間のこと。
門型標識	道路の上空に「門」のように道路を跨いで設置される、大型の案内標識のこと。
や 要配慮者	災害時に限定せず一般に「特に配慮を有する人」のことで、高齢者や障害（児）者、妊産婦、乳幼児、アレルギーなどの慢性疾患を有する人、外国人など。
ら 罹災証明	災害見舞金、義援金の支給や被災者生活再建支援金の支給等を受ける際に必要となる証明書のこと。家屋に被害が発生した被災者からの申請に基づき、市が家屋の被害調査を実施し、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等の罹災証明書を交付する。

堺市国土強靱化地域計画

令和8（2026）年3月発行

編集・発行 堺市危機管理室
〒590-0087
堺市堺区南瓦町3番1号
電話 072-228-7605

堺 市 配 架 資 料 番 号
1 - 1 6 - 2 5 - 0 2 6 9